

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する評価調書

- ・全体的評価表
- ・項目別評価総括表
- ・項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
<p>1 業務の効率化(人事に係るマネジメント等)</p>	<p>経費総額については、認可法人時代の平成14事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を85%以下とするとの中期目標を既に達成し、今期は19.1%削減したものとなっている。なお、平成18事業年度は、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律」(平成18年法律第119号、以下「廃止法」という。)の成立による書状等贈呈事業の終了に係る業務等により、対前年比においては0.5%増加しているが、書状等贈呈事業の終了に伴う周知に係る経費を除くと8.3%の削減となっている。それ以外の事業経費についても、関係団体への委託・助成は事業の廃止を含めた内容の見直しにより当該経費を5.4%削減したこと、一般管理費についてもIP電話の導入などきめ細かな取組みを行い削減を行ったが、結果的に特別記念事業に係る準備経費のため増加した。しかしながら、廃止法の成立による今回の特殊な要因が影響したにもかかわらず、地道な努力により、昨年と同程度の業務経費に抑えたことは評価できる。</p> <p>また、外部委託については、新たに4件について複数社による企画競争等を実施し、最も優れた企画内容等の業者に委託しており、さらに、実施に当たっては、法人におけるノウハウの蓄積と委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用し、効率的かつ効果的に事業を実施しており、経費の削減にも結びついている。</p> <p>組織体制については、業務の繁閑を考慮して職員に併任発令を行い柔軟に対応する、というスタッフ制の利点を活用して機動的かつ弾力的に人員配置を行っており、限られた人数の中にもマンパワーを最大限に引き出す上で有効であったと評価できる。</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(事業の実施等)</p>	<p>1 資料の収集、保管、展示</p> <p>(1) 収集 関係資料の収集については、戦後60年余りを経過し関係者も高齢化していることにより、所在情報の把握に困難が増している中で、平和祈念展示資料館(以下「資料館」という)はもとより、特別企画展・地方展示会等あらゆる機会を捉えて収集への協力を訴えたことにより、目標を大幅に上回る838件の実物資料の寄贈があり、十分な成果を上げている。 また、旧満州において発行された「東北導報」、これまで戦後強制抑留の資料は存在しないとされていたカザフスタン共和国における抑留者の労働生産性を向上させるための方策を示した文書、強制抑留の発端となったいわゆる「スターリン文書」の原本など、貴重な文書入手することが出来た。</p> <p>(2) 保管 保管場所については、寄贈資料等の増加により手狭となっていることもあり、資料ごとのカルテを作成の上体系的な保管と収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上を図っていること、資料の特性等により定温・定湿倉庫に収納したり、必要に応じ燻蒸処理や脱酸性化処理を行うなど、劣化防止のための積極的な取組みを行っていること、及び関係資料等の電子データ化を着実に進捗していることは評価できる。</p>

(3) 展示

資料の展示については、平成17年のリニューアルに伴い資料館に設置した「特設展示コーナー」を活用し、来館者の興味を引きやすい弾力的な展示に心がけている。また、今年は引揚げ60年という節目の年となることから、中国から引揚げてきた著名な漫画家たちの作品を3問題の特設展示コーナーで展示し、大人だけでなく、児童・子供にも興味を引くような展示内容の充実にも努めている。さらに、資料館の周知を図るため、希望した全国5,000の中学校に資料館紹介DVD等を送付するとともに、首都圏における交通広告等を始めとして、雑誌等への掲載、平和祈念展でのパンフレット及びポスターの掲載など、あらゆる機会を捉えた措置を実施している。また、今期の入館者数は、目標を若干下回る44,816人となったが、18年8月に開館以来25万人目の来館者を達成するとともに、18年度末までの中期目標に対してはこれを約7%上回る163,227人の入場者数となっている。

特別企画展については、2回開催し、各回の入場者数3,300人以上との目標に対して、1回目が3,411人、2回目が3,046人であった。また、新たに寄贈された資料等を展示する寄贈資料展には資料提供者を含め1,061人が入場した。17回目となる平和祈念展(銀座展)においては、入場者数1万1千人以上との目標に対しこれを大幅に上回る15,146人の入場者を得た。地方展示会のうち、直轄の平和祈念展(愛媛県松山市で開催)においては、入場者数5,000人以上との目標に対し、実績は2,202人と目標を下回ったものの委託による地方展示会は、全国12地域において13回開催し、合計で14,950人が入場した。

資料館や特別企画展等の入場者に対するアンケートでは、約8割の者から満足した旨の回答を得られた。また、これまでに寄せられた要望を踏まえ、子供にも興味を引き、かつ内容が分かりやすい引揚漫画家の作品を特設展示コーナーに展示したことや資料館の開館時間の延長や臨時開館の実施など利用者のニーズにあわせた弾力的運用を行っていること、「語り部」を常駐する体制とし、当時の状況などを直接聞かせることにより来館者に理解と感銘をもたらす工夫と努力を行っていることは評価できる。

2 調査研究

労苦の実態把握については、関係者の高齢化が進展し採録に困難性が増している中、体験者の労苦に関する手記や聞き取りの採録を行い、138件を採録していること、各種文献等による照合等を通じ広範な情報蓄積が行われたことは、労苦の実態解明を行う上で有意義なものとなっている。

外国調査の実施については、在カザフスタン日本国大使館に人脈をもつ法人理事長自らカザフスタン共和国等を訪問し、同大使館を通じるなどして公文書館等に働きかけを行った結果、これまで強制抑留の資料は存在しないとされていた同国において抑留者を管理した組織における資料を新たに発見するなど、これまで調査に着手できていなかった中央アジアにおける強制抑留の実態解明につながるものとして大いに評価できる。特に国家の重要文書を外国人が調査する場合には数々の手続上の制約があるなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている旧社会主義国であるカザフスタン共和国において、戦後強制抑留に関する資料を新たに発見するとともに、重要かつ貴重な文書を入手したことは極めて大きな成果であると認められる。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

記録の作成・頒布については、ロシア連邦等における外国資料所在調査において所在を確認した戦後強制抑留関係資料に関する資料目録4,744件の電子データ化を完了した。また、「戦後強制抑留史」のホームページでの公開については、執筆者の許可を得て、閲覧公開を行い、利便性を向上させるとともに、広く国民に周知したことは評価できる。

資料館のリニューアルを踏まえ、体験者の証言を取り入れた「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚～平和祈念展示資料館を訪ねて～」のDVDを作成し、希望した全国5,000の中学校送付に併せて、視聴意識調査を実施し、その効果を測定している。また、「戦後強制抑留史」を追加配布したほか、今年度作成した「平和の礎」第17巻を全国の主要図書館等へ配布することとしている。更に、「海外からの引揚者の労苦」をテーマとした漫画冊子の作成を行っており、漫画冊子は、漫画という大人にも子供にもなじみやすい媒体効果に加え、著名な引揚体験を持つ漫画家に作画を依頼したことにより、さらに注目を集めることとなった。この漫画冊子を全国4万2千ヶ所の小・中・高校図書館に配布したところ、これまでこのような問題を扱う教材がなかったことから、授業で使用したいとの追加配布の要請があるなど、その反響は極めて大きなものがあり、特に評価できるものとなっている。

(2) 講演会等

講演会(フォーラム)については、引揚体験をもつ著名人の起用により集客力を図ったこと、また、体験談により説得力をもたせたこと、さらに映画「えっちゃんのせんそう」を上映するなど若い世代の理解の促進を図ったこと、等の工夫を凝らしたうえで盛岡市で1回、新宿の住友ビル内ホールで2回開催し、いずれも目標を上回る参加者があった。また、講演会終了後のアンケートにおいては、前者では回答者の7割、後者では9割近い入場者から内容がよかった旨の回答を得た。

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」については、関係団体に委託し、全国各地で22回開催し、うち11回は地方展示会と一体的に開催するなど効率的に実施されている。

高校生を対象とした校内放送番組制作コンクールについては、参加の呼びかけを関東圏から日本全国に広げ、21校から22作品の提出を得て、表彰式を特別企画展の開催にあわせて実施し、事業の連携を図るとともに、上位3校の映像作品を資料館で上映するなど、効率的な利用を図っている。また、ビデオ制作の募集範囲を全国に広げたことは、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であり、また、第1回コンクールから参加している高校があるなど、開催する上での「広がり」と「継続」を見つつあることも評価できる。

語り部については、これまでの21名に加え今期2名を追加委嘱し、来館者の多い期間を中心に「語り部」を配置し、直接体験者の生の声で体験談を多くの来館者に語りかけるなど積極的な活用が図られている。また、「総合語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで来館した多くの入館者に対しても積極的に生の声で語りかけ、理解と感銘を与えることができる体制となるなどの的確に対応している。さらに、語り部を12小学校31クラスに派遣し、延べ1,080人に対し、体験者自らが語りかけるとともに、親も参加できる学校公開授業日に合わせて語り部を小学校へ派遣し、親と子が共に学びあい、世代相互間で関係者の労苦についての理解を深める機会を提供できたことなど、より有効に活用する工夫を行っている。

全国強制抑留者協会が実施するシベリア抑留関係者に対する慰霊事業(中央慰霊祭1ヵ所、地方慰霊祭19ヶ所等)及び日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウムの開催)は、昨年度に引き続き、東京においてもシンポジウムが開催され、日ロ双方の関係者のほか関係省庁の担当官も出席して活発な意見交換が行われたことは有意義であった。

4 書状等の贈呈事業

関係者に対する書状等の贈呈事業については、対象者の高齢化が進んできていることもあり、贈呈件数は前年度を下回っているが、法人においては、新聞広告等に加え、政府広報の実施、市区町村広報紙(誌)への掲載協力依頼、また、法人主催の特別企画展等の全ての会場における相談窓口の設置など、あらゆる機会をとらえて積極的に広報を実施し、未請求者に対し贈呈事業を周知する努力を行っている。また、軍歴証明の省略など請求者の負担軽減のための措置を積極的に行っていることも評価できる。

標準審査期間については、その期間内に恩給欠格者及び引揚者に係る事務処理率がそれぞれ89%及び100%となっている。戦後60年余りを経過し、高齢化が進んだこともあり、申立内容の不記載等による書類不備による返戻や聞き取り調査が困難となってきたこと、公的資料が100%保存されていないことや各都道府県の担当者の組織変更、若年化が進んでいることから調査困難案件が発生し、審査期間が長引いているものがある。これらは法人の努力のみでは避けられないものではあるが、書状等贈呈事業の受付終了に伴い提出された相当数の請求については、その着実な処理を求めたい。

5 その他の重点事項

広報については、各種媒体を用いて広範・多様に展開し、今期、新たに駅周辺案内図への掲示により資料館への来館者の利便性の向上を図ったほか、政府広報誌においてもフォーラムへの参加を呼びかけた。また、より注目を集めるよう戦争体験のある水木しげる氏にキャラクターデザインを依頼し、各催しのポスターなどにも書状等贈呈事業に関する照会先を掲載するなど極力効率的・効果的となるよう工夫を行った。経費面においても、無償広報の積極的な活用を始め、交通広告の掲載路線の見直しや年間割引の効率的な活用などにより、全般的な節減を図りつつ、目的を達成していると考えられ、評価できる。

ホームページについては、情報を常時更新することはもとより、「戦後強制抑留史」の掲載を始め内容の充実を図るとともに、英語版のホームページを作成し、海外への情報発信を開始し、アクセス件数は過去最高の600,526件となった。

地方公共団体との連携強化、関係資料館のネットワーク化及び外国の関係機関との関係強化については、いずれも法人の事業を推進していく上で有効かつ重要な施策であり、会議の開催や外国資料の所在調査等を通じて、相互の理解及び協力関係の構築に努めてきており、今後、一層の関係強化に期待する。

3 財務内容の改善

運用資金については、「運用方針」等に基づき適正に管理・運用されており、金利状勢の厳しい中で見込み額とほぼ同程度の運用収入を確保したことは評価できる。

4	その他	<p>研修については日本と中央アジアとの関係など時宜にかなった外部研修、内部研修を着実に実施している。</p> <p>環境対策については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定してホームページで公開するとともに、この方針に基づき、グリーン購入法に基づく環境に配慮した物品・サービスの調達を100%達成するだけでなく、環境方針に基づき日常的に節電の取り組みを行うなど、役職員が徹底して環境に配慮した業務運営を実施しており評価できる。</p> <p>危機管理については、2回にわたる防火防災訓練を行い、その中で自主訓練として、自衛消防隊に課せられた任務に従った訓練等を総合的に行い、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制の充実を図っている。</p> <p>職場環境については、メンタルヘルスの相談窓口を設置し、またセクシャルハラスメントの防止のための指針を職員に周知するなど、一層の良好な職場環境の保持に努めている。</p>
II 中期計画全体の評価(項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況)		
	<p>関係者の労苦についてはその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集・展示、調査研究、講演会等の事業については、それぞれ高い成果を上げるとともに、その中で業務経費の削減等について中期目標の目標値を達成したことは評価できる。また、書状等贈呈事業については、対象者の高齢化が年々進んでいること等に伴い、贈呈件数の減少傾向がみられるものの、大部分を標準処理期間内に処理するなど着実に実施されてきた。なお、書状等贈呈事業については、3月末で受付は終了したものの、未処理分の着実な処理を進める必要がある。</p> <p>以上のことから項目別評価を総合すると「目標を十分達成」したものと認めらる。</p> <p>なお、今後とも中期計画に従い業務の一層効率的な運営に努めることを期待したい。</p>	

Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他

今期の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施しており、十分満足のいくものと認められるが、今後とも外部委託等の活用、組織の弾力的運用等により、効率的な業務運営に努めていくことを期待する。

また、書状等贈呈事業の受付終了に伴って提出されてきた相当数の請求については、その着実な処理を求めたい。

戦後60年余を経過した今日、関係者の労苦が時日の経過とともに風化していくことを防ぎ、後世の国民に語り継ぐことがますます求められており、法人は労苦継承事業の一層の充実にも努めるべきである。

一方、法人における随意契約の見直しの取組状況については、次のとおりである。

- ① 業務方法書、法人会計規程等において随意契約の基準を定め、会計規程実施細則において、随意契約の公表の基準を定めている。
- ② 随意契約の状況については、会計規程等に基づき平成18年7月からホームページで公表し、積極的な情報開示に取り組んでいる。
- ③ 平成18年度における契約状況は、計43件の契約のうち一般競争入札9件、企画競争8件、随意契約26件であり、平成17年度に比し一般競争入札は15.3%、企画競争は▲0.8%、随意契約は▲14.5%となっている。このうち随意契約によっているものの主な理由は、法人の事務室賃借等契約、全国強制抑留者協会等関係3団体への委託、ソフトウェアの改修等で開発者のみが有する技術等を要しなければ履行が不可能であったもの、LANシステム等で継続性のあるリース契約等であり、特定の事業者でなければ履行が不可能であったものであること、
- ④ 従前から一般競争入札の拡充に向けて取り組んできたところであり、平成18年度は交通広告を企画競争から一般競争入札への変更を行っていること、また、小額随意契約によるものについては、オープンカウンタ(公募による見積競争)情報を法人のホームページに掲載し、複数の民間事業者に対し競争参加する機会を与え、透明性かつ公正性を確保しつつ一層の経費削減に努めている。
- ⑤ 随意契約が出来ることとされている金額を、平成19年8月から国の基準にあわせ引下げることとしている。

以上のことから、法人は「独立行政法人における随意契約の適正化」(18.3.29及び19.2.16付総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)を踏まえ、随意契約の見直しを適切に取り組んでいるものと認められるが、さらに前記事務連絡及び「公共調達」(18.8.25付財務大臣から各省各庁の長あて財計第2017号)等を踏まえ、更なる随意契約の削減及びその透明化に向け、取り組むことを期待したい。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価総括表

評価項目		評 価	
		評 価 (AA~D)	理 由
業務の効率化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 業務経費の削減	AA	<p>業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成18事業年度においては、平成18年12月以降の廃止法の国会審議への対応、平成19年4月から開始予定の特別記念事業に係る準備業務及び書状等贈呈事業の終了に伴う業務等により平成17事業年度に対しては、0.5%増加しているが、これら突発的業務を除くと8.3%の削減となっている。削減の主な要因は、“書状等の贈呈件数”が恩給欠格者等関係者の高齢化に伴い減少したことではあるが、これ以外の事業経費についても①関係団体への委託・助成経費については、事業の廃止を含めた事業内容の見直しにより、前年度に比べ5.4%削減、②従来から削減してきている広報経費については、廃止法成立による書状等贈呈事業の終了に伴う広報や特別記念事業の準備のための広報を展開したため、前年度に対して34.8%の増加となっているが、これらの経費を除くと前年度に対して22.9%の削減、③平和祈念展示資料館に係る交通広告は、年間割引の効率的な活用及び企画競争から一般競争入札への移行等により削減を図った。また、一般管理費についても、これまで以上に省エネルギー等の積極的な推進について周知徹底を図り、電気料、コピー用紙などの節減に努力し、更に今年度は、IP電話の導入により電話料金の抜本的見直し等を図り、経費の削減を行ったが、廃止法案関連業務や特別記念事業に係る準備事務等の突発的業務のため増加する結果となった。しかしながら、廃止法の成立による今回の特殊な要因が影響したにもかかわらず、法人の地道な努力により、着実に経費の削減を図り昨年と同程度の業務経費に抑えたことは評価できる。</p> <p>また、中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を平成18事業年度においては、平成14事業年度経費総額に対し19.1%削減し、既に達成しており、更に各年度において業務経費の削減に努めているところである。</p> <p>これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。</p>

<p>2 外部委託の推進</p>	<p>A</p>	<p>外部委託することが効率的と認められる業務から外部委託を推進するとの目標に対し、今期は新たに「旧満州からの引揚げストーリーの漫画化」等4件について複数社による企画競争等を実施し、最も優れた企画内容等の業者に委託した。このことにより、法人にこれまで蓄積されてきているノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアが活用され、効率的・効果的に事業が実施されるとともに、経費の節減も図られた。</p> <p>なお、法人では、既に相当の分野で外部委託を実施しているが、その主なものは梱包発送業務等の定型業務であり、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう配慮しており、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウについては法人に蓄積される体制を確保しており、これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。</p> <p>法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。</p>
<p>3 組織運営の効率化</p>	<p>A</p>	<p>業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、今期法人では、特別記念事業の開始にあたり書状等贈呈事業担当の事務の繁忙に対応するための人員配置を行った。</p> <p>これらの人員配置は、組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果によるものであり、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適格に業務を行っていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。</p> <p>「効率性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。</p> <p>「有効性」 業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。</p>

<p>国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>		
	<p>1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集</p>	<p>AA</p>	<p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等の収集が困難になりつつある環境の中においても、今期、法人では国内のみならず海外においても以下のとおり幅広く資料を収集するための措置を講じており、「目標を大幅に上回って達成」したと判断できる。</p> <p>①国内における関係資料の収集 資料の収集については、550件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者等への個別の働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、今期は838件と目標を約52%と大幅に上回る収集件数を確保することができた。</p> <p>また、寄贈者から寄せられた情報を基に、学芸員の人脈などを駆使し、これまで公になっていなかった引揚者に対する唯一の刊行物であった「東北導報」を入手した。この資料は、当時の満州における引揚状況や中国政府からの伝達事項など、当時の状況を調査研究する上で非常に貴重な資料であり、当時においてすら希少で未だ中国政府から公開されていないため実物を入手することが極めて困難で、このような資料の原本を収集したことは特筆すべきものである。また、資料の適切な管理という観点から、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っているが、法人の地道な取り組みにより、今期においては、寄託者50人のうち6人から寄贈への切替えの受諾を得た。今後とも、資料の安定した展示に向けて寄託者に対し寄贈への切替えを働きかけるとともに、関係者の高齢化に伴いこれまで以上に資料の散逸の懸念が増大すると予想されることから、より一層の関係資料の収集に向けて関係者の理解を得ることにより、更なる努力を期待する。</p> <p>②外国政府等の関係資料の収集 在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ法人理事長自ら同国等を訪問し、同大使館を通じるなどして、公文書館等の関係機関に働きかけを行った結果、これまでカザフスタン共和国においては、戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織における資料や戦後強制抑留の詳細な状況等を示す資料など貴重な資料を新たに発見することができ、これまで調査に着手できていなかった中央アジア諸国における戦後強制抑留の実態解明につながるものとして大いに評価できる。特に国家の重要文書を外国人が調査する場合には数々の手続上の制約があるなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている旧社会主義国であるカザフスタン共和国において、戦後強制抑留に関する資料を新たに発見するとともに、重要かつ貴重な文書を入手したことは極めて大きな成果といえる。</p> <p>また、ロシア国立社会・政治史公文書館に対し積極的な働きかけを行い、戦後強制抑留の発端となった重要な決議文書である、いわゆる「スターリン文書」のスターリン直筆署名入りのデジタルデータを手にしたことも大いに評価できる。</p> <p>時代の経過とともに、外交上の問題や経年による当時の周辺状況の変化及び資料の散逸等が懸念されるが、関係者の労苦について国民の理解を深めるためには積極的に現存する資料の収集を行うことが必要であり、今後とも、所在調査の実施及び関係資料の収集を期待する。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。</p>

		<p>「効率性」 法人では、関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。 また、法人理事長自ら現地を訪問することにより、外国資料についても真に必要なものをより効率的に収集することができる。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成のために有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。</p>
(2) 資料の保管	A	<p>法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>①適切な保管 カルテの作成、保管環境の整備、関係資料の修理といった目標に対し、今期収集した資料 838件全てについてカルテを作成した。また、作者ごと、サイズごとに整理する等資料の保管方法を見直し、体系的な保管を行うとともに、展示会後保存されていた外部から借用していた資料の整理を行うことなどにより、収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上に努めている。</p> <p>②適切な保存措置 適切な環境での保存、劣化防止措置、複製の作成といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止のため、所蔵資料については相対的評価、紙資料については絶対的評価を行うとともに、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていると認められる。また、希少性の多寡に応じて複製を作成する等適切な保存措置をとっていることも評価できる。引き続き資料の特性に応じ、費用対効果に着目した保管方法の検討を期待する。</p> <p>③電子データ化 新規に収集される関係資料等のうち8割以上を電子データ化するとの目標に対し、今年度1,251点のうち99%の1,236点について入力するとともに、中期計画期間中に3万点以上の電子データ化を実施するとの目標に対しても、これまでの実績は2万8千点を上回り、目標達成に向けて着実に進捗しているものと認められる。また、電子データ化後においても、コード表の見直しに着手するなどの検討作業を進めている。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 法人では、倉庫の収納方法を工夫等することにより保管スペースを確保するなどしており、本件業務を効率的に実施している。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面からも重要である。</p>

<p>(3) 資料の展示</p>	<p>AA</p>	<p>今期法人では、関係者の労苦をより国民に理解してもらうための諸措置をとっており、「目標を大幅に上回って達成」と判断できる。</p> <p>①平和祈念展示資料館</p> <p>ア 平成17年の平和祈念展示資料館リニューアルに伴い設置した「特設展示コーナー」を活用し、展示資料を充実し来館者の視点に立ったテーマごとの展示を心がけたことなどにより、入館者の理解度・満足度の向上に役立った。また、前年度設置した個人用ビデオブースや体験コーナー等の更なる活用、引揚体験をもち現在第一線で活躍している人気漫画家5名の作品の「特別展示コーナー」への展示などにより青少年、特に小中学生を中心に関心、興味を喚起させることができたことは、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であった。さらに、定期的に資料の入替えが可能な特設展示コーナーについても、テーマごとにかつフレキシブルに展示内容を変更することにより、その時々々の要請に応じ3問題ごとの特色ある展示を行い、再来館者に対しても常に新鮮な印象を与えることができた。</p> <p>イ 入館者数については、年度目標である4万6千人を若干下回る44,816人にとどまったが、平成18年8月に開館以来25万人目の来館者を迎えるとともに、中期計画に定めている平成15年10月から18年度末までの入館者目標合計(152,000人)に対しては163,227人の実績となり、目標を1万人以上と大きく上回っている。</p> <p>また、平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館時間の延長や臨時開館を実施するなど、利用者のニーズに合わせた弾力的運用を行っている点、「個別語り部」や「総合語り部」を配置し、当時の状況などを直接聞かせること等により多くの来館者に理解と感銘をもたらす工夫と努力を行っている点が評価できる。</p> <p>ウ 戦争犠牲と平和、あるいは関係者の労苦等といった問題を相当程度理解でき、修学旅行での訪問も期待できる全国の中学校5,000校に平和祈念展示資料館紹介DVDを送るなど、関係者の労苦を次世代に継承していく上で積極的な取り組みを行っている点も評価できる。</p> <p>②特別企画展</p> <p>各回の入場者数3,300人以上との目標に対し、各回テーマを変え現在各界で活躍している著名人から作品等の拠出を願うとともに、証言コーナーを設置するなど工夫したが、特別企画展と同時に開催していた平和祈念フォーラムの回数を昨年度と同様に2回から1回に減少させた影響もあり、今期2回の実績は1回目が3,411人、2回目は3,046人となった。</p> <p>しかしながら、中期目標に定める各回の入場者数を3,000人以上とするという目標は上回っており、昨年に引き続き、寄贈いただいた方々への感謝の念を示すべく寄贈資料展を開催し、平成18年中に寄贈された資料・書籍を展示し、1,061人もの入場者を得たことは評価できる。</p> <p>③平和祈念展</p> <p>入場者数1万1千人以上という目標に対し、今回の祈念展においては、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいよう実体験を持つ引揚者によるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置したことにより、今回の実績はこれまで最大入場者数を記録した昨年度をさらに上回る約15,100人と、目標を約4割上回っており、特に評価できる。</p> <p>④地方展示会</p> <p>法人主催の「平和祈念展」入場者数5千人以上という目標に対し、地方公共団体等の共催・後援を得て、また、マスコミ等の協力を得ながら展示会を行った。実績は約2,200人と目標を下回ったが、委託事業については、「地方展示会」開催10ヶ所以上という今期目標に対し、実績は12ヶ所と目標を上回っている。</p> <p>⑤アンケートの実施</p> <p>資料館の入館者及び特別企画展等の入場者等に対するアンケートについては、回収した過半数の者から満足した旨の回答を得るとの目標を掲げていたが、これを大幅に上回る約8割から満足した旨の回答を得た。</p> <p>これらアンケート等の結果を平和祈念展や特別企画展などの展示へ反映させたり、子供にも分かりやすく興味を引くよう展示資料館の特設コーナーの展示内容等の充実役に役立てており、評価できる。</p>
------------------	-----------	--

⑥ホームページによる提供

今期においては、電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための諸課題を内部において検討した。引き続き検討を深め、関係資料の公開に向けて諸課題を解決し、情報提供の充実を図っていくことが望まれる。

⑦関係資料の貸し出し

地方公共団体等による展示会の開催に当たり、その趣旨にあわせ総計約200点の法人保有資料を貸し出すことにより、法人が保有する資料の利用効率が上がるとともに各団体においても、展示会の充実に資することができた。

このように法人が保有している資料等をより多くの人々に見てもらふことは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために有効な手段であると評価できる。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。

「効率性」

各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織がない法人が地方で展示会を開催する場合には、関係団体を活用するなどにより、効率的に実施しているものと認められる。

さらに、平和祈念フォーラムと特別企画展との一体的な広報の実施、臨時開館、開館時間の弾力化など、効率的な事業運営に意を用いていると評価できる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

<p>2 調査研究 (1) 労苦の実態把握</p>	<p>A</p>	<p>関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、関係者の高齢化が進展しており、3問題関係者の手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が138件と一定数を確保した点は評価できる。また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これらは、年月の経過により風化し、本人の記憶も薄れていく中で関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」と評価できる。今後は、これまで蓄積した情報についてさらなる活用を図ることが期待される。</p> <p>「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。 特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p> <p>「効率性」 地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」 関係者の労苦の実態について、直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが後世への継承という観点から極めて有効である。</p>
<p>(3) 外国調査の実施</p>	<p>AA</p>	<p>在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ法人理事長自ら同国等を訪問し、同大使館を通じるなどして、公文書館等の関係機関に働きかけを行った結果、これまでカザフスタン共和国においては、戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織における資料や戦後強制抑留の詳細な状況等を示す貴重な資料を新たに発見することができ、これまで調査に着手できていなかった中央アジア諸国における強制抑留の実態解明につながるものとして大いに評価できる。特に国家の重要文書を外国人が調査する場合には数々の手続上の制約があるなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている旧社会主義国であるカザフスタン共和国において、戦後強制抑留に関する資料を新たに発見するとともに、重要な文書を入手したことは極めて大きな成果であり、「目標を大幅に上回って達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」 外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦争体験の労苦の実態を明らかにするためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が必要である。 戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が重要であるが、資料の散逸化も予想されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが求められる。</p> <p>「効率性」 ロシア連邦等の公的機関が保有する資料の収集等に当たって、在カザフスタン日本国大使館に人脈をもつ法人理事長自ら訪問し、協力依頼を行った上で、収集のための所在調査を行うことが効率的な手段であると認められる。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。</p>

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等
(1) 記録の作成・頒布

AA

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。なお、総合データベースの構築などコンピュータシステムの利用に当たっては、その技術革新が日々進んでおり、陳腐化しやすいものであることに十分留意するとともに法人廃止を見据え、中長期的な見通しをもって事業を推進していく必要がある。

①総合データベースの構築

収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を行うとの目標に対し、今期は平成14年度から18年度までに実施した所在調査において所在を確認した戦後強制抑留関係資料の資料目録等約4,744件のデータの電子化・取り込みを完了した。

②ホームページによる提供

平成16年度に刊行した『戦後強制抑留史』の内容について、執筆者の許可を得てホームページでの閲覧公開を行い、利便性を向上させるとともに、同書を広く一般の国民に周知したこと、また、海外への発信に向けて英訳に取り組んでいることは特に評価できる。

③調査研究の成果の出版等

『平和の礎』(第17巻)を刊行するとともに、「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ～平和祈念展示資料館～」と題する資料館紹介DVDを作成した。また、子供から大人まで読める『「平和の礎」選集3』を刊行し、世代間を超えた意識の共有に向けて大きな努力をしていることは評価できる。

④出版物等の活用

『平和の礎』等の出版物を資料館において閲覧に供するとともに、今年度作成した『平和の礎』第17巻を全国約2,300ヶ所の主要図書館等や国公立、私立大学等図書館にも配布することとするなど、国民に対して提供するサービスに向けて努力していると認められる。

なお、資料館紹介DVDについても全国5,000校の中学校へ配布したが、配布に当たっては、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施しているところであり、その効果を測定していることも評価できる。

さらに、漫画冊子の作成に当たっては、漫画という媒体効果に加え、著名な漫画家に作画を依頼したことにより、これまでにない注目を集めた。全国約4万2千ヶ所の小・中・高校図書館に配布したが、このような問題を扱う教材はあまりなかったことから、授業で使用したいとの追加配布の要請やお礼の言葉をいただくなどその反響は大きなものがあり、特に評価できる。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

また、ビデオ映像の学校関係への配布に当たって、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施中であることは、視聴者の理解の促進や要望の把握に資する効率的な施策と認められる。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

(2) 講演会等の実施

AA

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。

①講演会等の開催

盛岡市及び法人所在ビル内ホールにおいて講演会等を3回実施したが、入場者数は合計で1,120人以上と年度計画の1,000人以上を10%以上上回ったことは、評価できる。なお、開催する会場による制約があることから、止むを得ない面はあるが、なるべく多くの希望者が入場できるように工夫することが今後の検討課題である。

また、入場者に対して実施したアンケートにおいても、岩手県盛岡市のフォーラムでは約7割、新宿住友ビル内におけるフォーラムでは9割近くの方から、平和のありがたさを感じた等内容がよかった旨の回答を得た点も評価できる。

取り分け、映画やアニメ等を用いて若者層にも馴染みやすくしたこと、著名人の起用により集客力増を図ったこと、体験談により説得力を持たせたこと、有識者による平易な背景解説をしたことなど、来場者に理解と感銘をもたらす上で様々な工夫をしている点も大いに評価できる。また、手話通訳の導入、耳の不自由な方や車椅子使用の方を前方に配席するなどの配慮をした点も評価できる。

②労苦を語り継ぐ集いの開催

今期15回以上開催するとの目標に対し、22回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

③校内放送番組制作コンクールの開催

「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の参加呼びかけをこれまでの関東圏から日本全国へ広げたことは、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であると大いに評価できる。また、表彰式を特別企画展の開催に合わせて実施して事業の連携を図ったこと、高校生が制作したビデオのうち、上位3校の作品を資料館で上映するなど、事業の効果的な展開を図っている点も評価できる。

また、ビデオ制作募集範囲を全国に広げたことにより参加校が大幅に増え法人の行っている業務についての理解が広がったこと、第1回コンクールから継続して参加している高校があるなど、ビデオコンクールを開催することにより全国的に「広がり」と「継続」を見つつあることも大いに評価できる。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

講演会(フォーラム)・高校生平和祈念ビデオ制作コンクールの表彰式については、資料館所在ビル内のホール施設を用いて実施することにより、同資料館や同時に開催した特別企画展との有機的連携を図り、多角的・多層的理解のための工夫を行っている。

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いるなどの工夫を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

<p>(3) 語り部の育成</p>	<p>AA</p>	<p>「語り部」を引き続き育成するとともに、積極的活用を図るとの目標に対し、今期は「語り部」をこれまでの21名に加え新たに2人を育成し、労苦を語り継ぐ体制を強化することができた。また、平和祈念展示資料館へも土日等来館者の多い期間を中心に配置して、入館者に直接体験談を語りかけるなど積極的な活用が図られている。特に平成18年7月からは、「総合語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで訪れた来館者に対しても、説明を希望した場合に迅速かつ的確に対応できる体制を整備した。さらに、昨年度に引き続き、「語り部」を小学校に派遣するとともに、一部の小学校においては学校公開授業日に語り部を派遣することにより、親と生徒が共に学ぶ場を提供し、関係者の労苦を世代間を超えて理解できるよう工夫した。親の世代であっても戦争体験やその記憶もない現在、親と子に直接体験を語りかけ、その理解と感銘を与えるこれらの取り組みは、関係者の労苦等について国民の理解を深め後世に継承していく上で有効なものであり、「目標を大幅に上回って達成」したと特に評価できる。</p> <p>「必要性」 「語り部」の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。</p> <p>「効率性」 「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。 また、語り部委嘱に際しては、原則としてボランティアとして費用節約に努めている点も効率的な運営と認められる。</p> <p>「有効性」 単に資料を展示するだけでなく、語り部がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。</p>
<p>(4) 催し等への助成</p>	<p>A</p>	<p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、全国19ヶ所での慰霊祭実施、8地方8班の現地(シベリア)慰霊訪問の派遣、2回のシンポジウムに、延べ56人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰籍事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰籍の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰籍する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」 全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰籍する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰籍の念を示す有効な施策と認められる。</p>

4 書状等の贈呈事業
(1)書状等の贈呈事業の
実施

A

書状等の贈呈にあたっては、軍歴確認等当時の記録を精査する必要があるが、戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進むとともに、年々確認作業が困難となっていく中で、今期の贈呈件数は5,246件と、平成17年度に比べ16%減少した。

法人では請求書類の押印を省略したり、自ら軍歴証明を行わなくてもよいようにするなど、請求者の負担を必要最小限とするよう工夫するとともに、申請に際しての分かりやすい説明に心がけた。また、法人主催の全ての平和祈念展、特別企画展及びフォーラム等において相談窓口を各会場に設置した。さらに、新聞雑誌等の広報に加え、自治体広報紙(誌)への掲載の働きかけを強化した。

なお、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了することから、その終了についての新聞広報を全国紙5、ブロック紙3及び地方紙65の計73紙で平成19年2月19日～22日、3月12日～16日及び同月19日～23日にかけて3回反復して実施し、今期は新聞広報を合計4回行った。

これらのことから、贈呈件数は前年度より減少したものの、着実に事業を遂行している点と請求者の負担を軽減するとともに、積極的な周知活動も含め請求しやすい環境整備を図った法人の幅広い努力を評価し、「目標を十分達成」と判断できる。

「必要性」

書状等贈呈事業は、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。

「効率性」

対象者が全国に散在していること及び高齢化していることに配慮し、請求用紙をできるだけ居住地の近くで取得できるよう全国の都道府県庁・市区町村役場の福祉関係の窓口に予め配付するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っている。また、この請求書類は、法人のホームページからダウンロードして入手することも可能であり、用紙切れ等の際にも即座に入手可能であるなど、総じて効率的な業務運営を行っていると認められる。

なお、請求書類の提出に対し、請求者に対して、請求書類の受付日及び受付番号を「受付はがき」で通知しているが、これにより、請求者が照会しやすくなり、かつ、法人からの回答も迅速化するなど、効率性と利便性いずれにも配慮した業務運営と認められる。

「有効性」

書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によると、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」「私自身の青春も無駄でなかった。」「両親の仏前に供えた。」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。

(2) 標準期間の設定	A	<p>書状等の贈呈に関する審査期間について、6ヵ月以内に審査を終えるものの割合を95%以上とするとの目標に対し、今期実績は89.0～100.0%(前年度は98.1～99.2%)であり、全体の標準処理期間内での処理率は92.1%と、目標を若干下回るものであったが、目標に対する達成率としては96.9%となった。</p> <p>請求時の申立内容の不記載等による書類不備のための返戻や戦後60年を経過して高齢化が進んでいることに伴う軍人勤務内容の聞き取り調査に困難を極めていること、軍歴確認や在職年確認調査等のための公的資料が100%保存されていないこと、各都道府県の担当の組織変更及び縮小や担当職員の若年化が進んでいることなど、審査を実施する外部条件が悪化している中で、法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、きめ細かく効率のよい進捗管理が可能となっていることから、今期の実績は「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>今後とも、請求者の高齢化という事情を考慮し、平成19年3月31日の書状等贈呈事業の受付終了直前に申請を受け付けた案件の可能な限りの審査期間の短縮化と着実な処理が期待される。</p> <p>「必要性」 早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。</p> <p>「効率性」 標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。</p> <p>特に、進捗状況管理システムの使用により、きめ細かな進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。</p> <p>「有効性」 標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。</p>
(3) 未請求者への周知	A	<p>未請求者への周知に努めるとの目標に対し、今期は平成18年12月22日に廃止法が公布されたことに伴い、その終了広報を含め、法人は、従来からの新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年2回から年4回に強化するとともに、平成15年度から自治体広報紙(誌)という低コストの媒体を積極的に活用しており、今期も引き続き都道府県に加え市区町村に対して積極的に更なる掲載依頼を行った。その結果、一部自治体では広報紙(誌)だけでなく自治体ホームページにも掲載されるなど、働きかけの成果が出ている。</p> <p>さらに、平成17年度から引き続き平和祈念展会場に相談窓口を設置するとともに、特別企画展やフォーラムの際にも相談窓口を常設する等、あらゆる機会に種々の手法を用いて未請求の関係者への周知を図っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 書状等贈呈の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に書状等を贈呈するためには、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。</p>

		<p>「効率性」 新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。 さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」 対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知し、また、相談窓口の設置等で対象者等に事業を周知することは、有効な施策である。 また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙(誌)への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、書状等贈呈事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。</p>
<p>5 その他の重点事項 (1)効果的な広報</p>	<p>A</p>	<p>国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開した。また、戦争に対する国民意識が高まりをみせる8月にあわせて政府広報を実施し、従来にも増して効果的に法人の行う書状等贈呈事業を周知したこと、さらに展示会場での相談等あらゆる機会をとらえて書状等贈呈事業についての広報を実施したことは評価できる。 なお、経費面については、無償で実施可能な政府広報や自治体広報の積極的な協力要請をはじめ、交通広告の掲載や年間割引の効率的な活用、ホームページの充実、展示会場における書状等贈呈相談窓口の開設など、徹底した効率化を行い、広報経費の全般的な削減を図った。 これらの広報活動の結果、資料館への来場者数は44,816人と年度目標値を若干下回ったものの、平和祈念展(銀座展)来場者数は今期目標を大幅に上回り、過去最大の15,146人を記録し、広報経費を削減しつつ、適切な広報を実施していることから「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るとい側面をも有し、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 広報業務の実施にあたり、平和祈念展示資料館の交通広告等の一部に、平和祈念展、特別企画展、フォーラム等の広報をあわせて実施するなど、経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。 なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、低コストな広報手法であるため、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施に資するものと考えられる。</p> <p>「有効性」 広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>

<p>(2) ホームページの充実</p>	<p>A</p>	<p>今期は、ホームページに戦後強制抑留史を掲載するなど内容を充実させたこと、さらに英語版のサイトを作成し海外への情報発信をしたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を大きく上回る約60万件超のアクセスがあった。前年度に比して約8万5千件の増加であり、目標45万件以上に対し「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>「効率性」 近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心においたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。</p>
<p>(3) 地方公共団体との連携強化</p>	<p>A</p>	<p>地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県実務担当者との会議を開催し、特に平成19年4月から新たに始まる特別記念事業について綿密な協力要請ができたこと、さらには、会議参加者全員が法人をとりまく状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であった。</p> <p>また、法人発行の刊行物を定期的に配布することは、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、今後とも特別記念事業の円滑な遂行のために地方公共団体との連携をさらに強化することが必要であり、更なる本事業への理解とあわせて、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。</p> <p>「必要性」 法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、新たに始まる特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により効率的な業務運営が可能となっていると認められる。</p> <p>「有効性」 法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、新たに始まる特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である。</p>

<p>(4) 関係資料館とのネットワーク化</p>	<p>B</p>	<p>関係資料館との意見・情報交換等を行いネットワーク化を進めるとの目標に対し、類似する資料館関係者が一堂に会する会議を行い、入館者数の増加策や入館者の理解促進策に関する意見交換を行うとともに、寄贈された資料の使用に係る許諾、確認、個人情報に関する扱いなど関係資料館相互の情報共有・連携強化に一定の進展があったものと認められることから、「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」 条件や設置目的等が異なる関係資料館の動向を把握し、意見交換等を通じ理解を深めることにより、多角的な視点に立脚した事業展開、関係資料館を通じた広報効果や相談機能の向上も期待されるなど、関係資料館との連携強化は必要である。</p> <p>「効率性」 平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。</p>
<p>(5) 外国の関係機関との関係強化</p>	<p>A</p>	<p>ロシア連邦の公的機関等との関係を強化すると目標に対し、法人理事長他職員2名がロシア連邦及びカザフスタン共和国のそれぞれの公的機関を個別に訪問し、直接調査に関する協力依頼を具体的に行うなどして、公的機関等が保有している資料の所在調査を行い、新たに抑留者を管理した立場の組織における資料を発見するとともに、その後のフォローアップ調査においても、各公文書館が非常に協力的であり、日本人抑留関係資料の確認、リスト化及び重要資料の入手につながっており、協力関係の構築ができたことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、本業務は、ロシア連邦等外国政府との交渉が必要となるなど、外交上の問題も有しており、法人の努力だけでは円滑な業務展開が図りにくいという側面も認められるが、引き続き、本業務を展開していくに当たっての問題点を整理したうえで、関係機関との協力関係が今後とも円滑に維持できるよう、状況変化等に柔軟に対応することが求められる。</p> <p>「必要性」 労苦の実態を解明するには、労苦に関連する関係資料を保有する外国の関係機関との連携強化を図り、当該関係資料を収集すること等が必要となる。 なお、資料の散逸も危惧されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが必要である。</p> <p>「効率性」 ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、法人理事長自らが訪問することにより、ロシア連邦公的機関等との協力関係が効率的に構築されると認められる。</p> <p>「有効性」 ロシア連邦公的機関等との協力関係構築のため、法人理事長自らが訪問することにより、その後のフォローアップ調査において各公文書館が非常に協力的であったことは、有効な施策と認められる。 また、外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。</p>

財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約844百万円、年利換算で2.11%程度を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものされていることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された400億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p> <p>「効率性」 法人に許されている運用範囲の中で、年利換算で2.11%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大であるとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。</p> <p>「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。</p>
その他	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
	1 施設及び設備に関する計画	-	
	2 人事に関する計画 (1) 職員の研修	A	<p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、基本的知識の習得のための内部研修に加えて、費用対効果を考慮しつつ、外部研修にも職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p>「効率性」 研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p>

<p>(2) 人員に係る指標</p>	<p>A</p>	<p>中期計画期間の最終年度の常勤職員数を現員より1名減の18名とするとの目標に対し、今期末の常勤職員数は19名であったが、今期は、特別記念事業の開始準備や書状等贈呈事業の終了など業務が多忙を極める中、効率的・弾力的な組織運営を行って、限られたマンパワーを有効に活用するなど組織のフラット制の適正な運用により、人員を増加することなく業務の遂行を図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 業務運営の更なる効率化を図るためには職員数の削減は必要なものと認められるが、単に人員を削減するだけでなく、国民に対して提供するサービスその他の業務の質を低下させることなく実施することが必要である。</p> <p>「効率性」 必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用により、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置により効率的な業務運営を進めることが求められる。</p> <p>「有効性」 限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。</p>
<p>3 その他業務運営に関する事項 (1) 環境対策</p>	<p>A</p>	<p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進し、100%の達成率となった。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。 また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。 環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量やゴミの排出量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。</p> <p>「有効性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。</p>

<p>(2) 危機管理</p>	<p>A</p>	<p>危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、今期2回にわたり防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p>
<p>(3) 職場環境</p>	<p>A</p>	<p>メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備しており、この結果、今期、相談、苦情等はなかった。また、担当者を外部研修へ派遣するなど知識習得を図ったことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p>「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p>

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務経費の削減																																			
■ 中期計画の記載事項																																				
<p>職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(事業費、管理費及び人件費の合計)について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成14事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。</p> <p>また、特に経費総額の更なる削減を図るため事務室を平成19年7月を目途に移転することとする。</p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17事業年度に対し平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行う。このため、中期目標の期間の4年目及び5年目に当たる平成18事業年度及び平成19事業年度においては、平成17事業年度に対し最終事業年度までに2%以上削減する。また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)</p>																																				
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																																				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																																		
業務経費の削減	<p>業務経費全般の削減についてその進捗状況を検証するとともに、従来から業務運営のため継続的に使用している事務的経費や管理費については、更なる節減に努める。</p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。</p>	<p>○ 経費の削減</p> <p>経費の削減に関しては、「認可法人時代の平成14事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。」との目標に対し、平成18事業年度の業務運営に係る経費総額は1,704百万円であり、平成17事業年度の経費総額1,695百万円と比較し、9百万円の増額、率にして0.5%の増加となっているが、これは書状等贈呈事業の終了(19年3月末)に伴う周知に係る経費(新聞広報等148百万円)を含む額であり、それらを除くと1,554百万円であり、前年度と比較して141百万円の減額、率にして8.3%の削減となっている。</p> <p>また、平成14事業年度の経費総額2,107百万円と比較し、403百万円の減額、率にして19.1%の削減となっている。</p> <p>これまでの経費総額の推移は下表のとおりであり、各年度において着実に業務経費の削減を図ってきている。</p> <p>なお、人件費については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18事業年度以降削減に努めるべく18年3月に中期目標及び中期計画を変更するとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与水準等の見直しを行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="994 1251 2013 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>14'(基準年度)</th> <th>15'</th> <th>16'</th> <th>17'</th> <th>18'</th> <th>計(対14')</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額</td> <td>2,107</td> <td>1,936</td> <td>1,738</td> <td>1,695</td> <td>1,704</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対前年度増△減</td> <td></td> <td>△ 171</td> <td>△ 198</td> <td>△ 43</td> <td>9</td> <td>△ 403</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td></td> <td>△ 8.1%</td> <td>△ 10.2%</td> <td>△ 2.5%</td> <td>0.5%</td> <td>△ 19.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">書状等贈呈事業の終了に伴う周知経費を除く総額</p> <table border="1" data-bbox="1733 1433 2013 1528"> <tbody> <tr> <td>1,554</td> <td></td> </tr> <tr> <td>△ 141</td> <td>△ 553</td> </tr> <tr> <td>△ 8.3%</td> <td>△ 26.2%</td> </tr> </tbody> </table>		14'(基準年度)	15'	16'	17'	18'	計(対14')	経費総額	2,107	1,936	1,738	1,695	1,704		対前年度増△減		△ 171	△ 198	△ 43	9	△ 403	対前年度比		△ 8.1%	△ 10.2%	△ 2.5%	0.5%	△ 19.1%	1,554		△ 141	△ 553	△ 8.3%	△ 26.2%
	14'(基準年度)	15'	16'	17'	18'	計(対14')																														
経費総額	2,107	1,936	1,738	1,695	1,704																															
対前年度増△減		△ 171	△ 198	△ 43	9	△ 403																														
対前年度比		△ 8.1%	△ 10.2%	△ 2.5%	0.5%	△ 19.1%																														
1,554																																				
△ 141	△ 553																																			
△ 8.3%	△ 26.2%																																			

○ 具体的な効率化策

今年度についても、更に節約ができるものがないかの検討を行い、電話の使用料に関しては、IP電話を導入することにより、17年度と比較して27.2%の削減を図った。関係団体への委託・助成経費については17年度に引き続き事業の廃止を含めた事業内容の見直しを行うことにより、対前年度比で5.4%削減した。

また、従来から削減してきている広報経費については、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律」（平成18年法律第119号）（以下「廃止法」という。）成立による書状等贈呈事業の終了に伴う広報や特別記念事業の準備のための広報を展開したため、前年度と比較して90百万円の増額、率にして34.8%の増加となっているが、これは廃止法の成立後における書状等贈呈事業の終了及び特別記念事業の開始に伴う広報のための経費として、148百万円を支出したものであり、その経費を除くと前年度と比較して59百万円の減額、率にして22.9%の削減となっている。平和祈念展示資料館に係る交通広告については、年間割引の効率的な活用及び企画競争から一般競争への移行により前年度と比較して経費としては27.9%の削減となった。

なお、昨年に引き続き職員の意識改革を進めながら、更なる節電及びペーパーレス化等を図り電気料及びコピー用紙の購入量の削減による経費の節減を行ってきたところであるが、18年度においては、平成18年12月以降の廃止法の国会審議への対応、平成19年4月から開始予定の特別記念事業に係る準備業務及び書状等贈呈事業の終了に伴う業務等により、例えば電気の使用量については、18年度においても、個々人の消灯励行などを引続き行うことにより、展示資料館など来館者等が関連する事業スペースを除き節電には努めたものの、前年度に比べ2.3%増加した。また、ペーパーレス化に関しては、電子メール等の積極的な活用、両面コピー化の推進の強化により、コピー用紙の購入量の縮減を図ってきたが、特別記念事業に係る準備事務等のため、重量換算で、前年度に比べ26.9%増加する結果となった。

当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

■ 評価結果の説明

業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成18事業年度においては、平成18年12月以降の廃止法の国会審議への対応、平成19年4月から開始予定の特別記念事業に係る準備業務及び書状等贈呈事業の終了に伴う業務等により平成17事業年度に対しては、0.5%増加しているが、これら突発的業務を除くと8.3%の削減となっている。削減の主な要因は、“書状等の贈呈件数”が恩給欠格者等関係者の高齢化に伴い減少したことではあるが、これ以外の事業経費についても①関係団体への委託・助成経費については、事業の廃止を含めた事業内容の見直しにより、前年度に比べ5.4%削減、②従来から削減してきている広報経費については、廃止法成立による書状等贈呈事業の終了に伴う広報や特別記念事業の準備のための広報を展開したため、前年度に対して34.8%の増加となっているが、これらの経費を除くと前年度に対して22.9%の削減、③平和祈念展示資料館に係る交通広告は、年間割引の効率的な活用及び企画競争から一般競争入札への移行等により削減を図った。また、一般管理費についても、これまで以上に省エネルギー等の積極的な推進について周知徹底を図り、電気料、コピー用紙などの節減に努力し、更に今年度は、IP電話の導入により電話料金の抜本的見直し等を図り、経費の削減を行ったが、廃止法案関連業務や特別記念事業に係る準備事務等の突発的業務のため増加する結果となった。しかしながら、廃止法の成立による今回の特殊な要因が影響したにもかかわらず、法人の地道な努力により、着実に経費の削減を図り昨年と同程度の業務経費に抑えたことは評価できる。

また、中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を平成18事業年度においては、平成14事業年度経費総額に対し19.1%削減し、既に達成しており、更に各年度において業務経費の削減に努めているところである。

これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」したと認められる。

「必要性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。

「効率性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。

「有効性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 外部委託の推進		
■ 中期計画の記載事項			
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
外部委託の推進	<p>外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。</p> <p>また、既委託業務についてもその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。</p>	<p>平成18年度においては、新たに「旧満州からの引揚げストーリーの漫画化」、「平和祈念展示資料館紹介ビデオ(仮称)」、「基金作成DVD等の頒布調査」及び「平和祈念展示資料館受付業務等」について、企画競争等により複数社からの企画案のプレゼンテーションを実施し、一番優れた内容の業者に作成や調査等を委託した。その結果、「平和祈念展示資料館受付業務等」については、これまでの非常勤職員から派遣社員へ変更することにより約100万円の経費の削減となった。</p> <p>また、平和祈念講演会(盛岡市)の実施に当たってはこれまでの企画内容の見直しを行い、映像使用料がかからない企画により実施した結果、約150万円の経費の削減となるなど事業の効率的・効果的な実施に努めた。</p> <p>なお、事業を実施していく過程においては、法人がこれまで蓄積した事業に関するノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用し、あわせて法人における更なるコア・コンピタンスの蓄積を図っている。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>外部委託することが効率的と認められる業務から外部委託を推進するとの目標に対し、今期は新たに「旧満州からの引揚げストーリーの漫画化」等4件について複数社による企画競争等を実施し、最も優れた企画内容等の業者に委託した。このことにより、法人にこれまで蓄積されてきているノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアが活用され、効率的・効果的に事業が実施されるとともに、経費の節減も図られた。</p> <p>なお、法人では、既に相当の分野で外部委託を実施しているが、その主なものは梱包発送業務等の定型業務であり、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう配慮しており、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウについては法人に蓄積される体制を確保しており、これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。</p>			

「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

「効率性」

専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。

「有効性」

少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。

法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 組織運営の効率化		
■ 中期計画の記載事項			
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、スタッフ制の導入・組織階層のフラット化を推進し、また、必要に応じて人員配置の見直しを行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
組織運営の効率化	<p>組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。</p> <p>なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する。</p> <p>また、業務・システムの最適化を図るため設置したCIO補佐官を積極的に活用し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>◎ 効率的・弾力的な組織運営の実施</p> <p>業務の効率化を図るため、調査企画担当副参事及び展示・フォーラム担当副参事を書状等贈呈事業担当に併任発令し、平成19年4月からの特別記念事業の開始に向けての事前準備及び開始後の業務の繁忙を解消するために、追加・機動的な人員配置による弾力的組織運営を実施した。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、今期法人では、特別記念事業の開始にあたり書状等贈呈事業担当の事務の繁忙に対応するための人員配置を行った。</p> <p>これらの人員配置は、組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果によるものであり、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適格に業務を行っていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p>			

「必要性」

業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。

「効率性」

業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。

「有効性」

業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 外部有識者、関係団体等からの意見聴取、所在情報の収集等を行い、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)を積極的に発掘し、各事業年度において平均500件程度収集する。</p> <p>② 収集する関係資料の範囲を、記録映画フィルム、新聞・書籍等にも拡げ、その寄贈又は寄託を所有者に依頼する。既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に働きかける。</p> <p>③ 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行う。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 関係資料の収集等</p>	<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 外部有識者、関係団体(社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会及び社団法人引揚者団体全国連合会)等からの意見聴取、所在情報の収集等を日常的に行い、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者</p>	<p>① 戦争犠牲による労苦体験を物語る日記、手記、手紙、絵画、写真、証明書等の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)を収集するにあたって、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会、社団法人引揚者団体全国連合会(以下「関係団体」という。)に対し資料収集への協力を要請するとともに、平和祈念展示資料館入館者や特別企画展・地方展示会の催事等において、入場者に対しその意義や必要性を訴え、実物資料の寄贈・寄託について協力を呼びかけた。この結果、年度計画期間中に寄贈された関係資料は合計838件となり、催事等ごとの寄贈の内訳は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和祈念展(銀座会場)関連 寄贈資料 25件 ・ 平和祈念展(愛媛・松山会場)関連 寄贈資料 3件 ・ 特別企画展(11月)関連 寄贈資料 21件 ・ 特別企画展(2月)関連 寄贈資料 38件 ・ 寄贈資料展関連 寄贈資料 97件 ・ 展示資料館関連 寄贈資料 654件

(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)の収集について、特別企画展・地方展示会の催事等を活用し関係資料の収集への協力を訴えることにより、550件以上収集する。

② 関係資料の範囲拡大、寄託から寄贈への切替え等の要請

② 記録映画フィルム、新聞、書籍等の所在情報の調査を行う。また、寄託者あてに文書等により寄贈への切り替え又は寄託の継続を要請する。

なお、このほかに平成18年12月末に元陸軍少佐・師団参謀で戦後・厚生省引揚援護局に在職された西村祐造氏のご子息から、平和祈念展示資料館に来館した折、法人において関係資料の寄贈を求めている旨を知ったことを契機に、陸軍輜重部隊当時の写真など総数1,000点以上に上る貴重な資料の寄贈を受けたところであるが、資料が多数かつ多岐にわたっているため、鋭意整理作業を行っている。

② 関係資料を寄贈された方からの情報により、旧満州における引揚状況や中国政府からの伝達事項など、旧満州における日本人に対する情報伝達やその平穩化を目的に発刊された「東北導報」の存在をつかみ、学芸員の人脈などを駆使して所在を探索したところ、福岡県の古本屋に実物があることを確認しこれを購入した。この資料は、終戦後、旧満州の奉天と新京のみで東北導報社から約1年あまり発行された日刊の新聞で、奉天と新京以外の地域では刊行が確認されておらず、引揚者に対する唯一の刊行物であって、当時の状況を調査研究する上で非常に貴重な資料である。なお、有料で発行されたため指導者層など一部の者しか購読できなかったことから、当時においてすら希少性が高かったものであり、60年を経た現在、実物を入手することが極めて困難な資料である。さらに、中国政府は初回号から最終号まで保有しているが、日本側には公開されていないものである。

また、資料寄託者に対し、寄贈への切替えや寄託の継続を求めるため、今期、資料を寄託していただいている方50人全員に対し、資料収集・展示の意義及びその必要性について改めて文書を送付し、寄贈等に向けて協力要請を行った。その結果、6人の寄贈承諾を得ることができ、資料12件を寄贈に切替えることができた。なお、残りの者については、寄託期間の延長の了解を得た。

<p>③ 外国政府等の関係資料の収集</p>	<p>③ 外国の政府等が保有する関係資料の所在調査を行い、可能な関係資料の収集を行う。</p>	<p>③ ア これまでロシア連邦を中心に戦後強制抑留関係資料の所在調査を行ってきたが、平成17年度、外国の政府等が保有する関係資料の収集等の推進を図るために設置された「外国資料収集等委員会」において、法人がこれまで所在調査に着手していない地域における抑留実態の調査に重点を置くこととし、今後は旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国における戦後強制抑留関係資料を収集することを決定したことに伴い、多くの収容所等が存在しており、また、政情等が安定しているカザフスタン共和国を中心に平成18年7月、法人理事長他職員2名が戦後強制抑留関係の所在調査を行った。</p> <p>この調査では、カザフスタン共和国においては、カザフスタン文化・情報省情報・公文書館委員会、中央国家資料館(中央国立公文書館)等、また、ロシア連邦においては、ロシア外務省、ロシア国立軍事公文書館等に対して、戦後強制抑留関係資料収集のための調査、協力依頼等を行った。</p> <p>ロシア連邦及びカザフスタン共和国の国立公文書館等では「戦後強制抑留」という観点からの資料整理はなされておらず、また、国家の重要文書である資料を外国人が調査するには数々の手続上の制約があることなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている。</p> <p>このような事情を踏まえながら、在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ基金理事長自らが現地に赴き、同大使館を通じるなどして各公文書館等に調査への具体的な協力要請を行った結果、カザフスタン共和国内4公文書館において、1,243文書の日本人抑留関係資料を確認することができ、これら資料に関する表題・概要、註解(文章内容説明)等についてリスト化した。また、そのうち戦後強制抑留者の労苦の実態を把握することができる重要資料、例えば、新たに発見したダム建設において日本人抑留者を管理した立場の者の資料、衛生状態、死亡率、医療等収容所全体に関する資料等67文書を入手するとともに、さらに、抑留者の労働生産性を向上させるための方策を示した文書、強制労働や収容所の詳細に関すること等を記述した資料など、戦後強制抑留資料を分析するにあたって、翻訳する必要があると判断した12文書についてロシア語から日本語に翻訳することができた。</p> <p>なお、今年度実施した調査結果をもとに『カザフスタン共和国における戦後強制抑留の状況(中間報告)』として、今回確認等行った資料のほかに、カザフスタン共和国における公文書館の所蔵文書の保管・整理状況、担当者名、所在地等について、有益な情報等を取りまとめた。</p> <p>イ 今年度においては、ロシア国立社会・政治史公文書館から、50万人のシベリア抑留の発端となった決議文書として、極めて重要かつ貴重なものである「国家防衛委員会決議No,9898cc『日本人捕虜500,000名の受入、収容、労働利用に関する決議』(いわゆる「スターリン文書」)のスターリン本人の署名入り原本のデジタルデータを入手した。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>12,106千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>7名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>AA</p>		

■ 評価結果の説明

関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等の収集が困難になりつつある環境の中においても、今期、法人では国内のみならず海外においても以下のとおり幅広く資料を収集するための措置を講じており、「目標を大幅に上回って達成」と判断できる。

①国内における関係資料の収集

資料の収集については、550件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者等への個別の働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、今期は838件と目標を約52%と大幅に上回る収集件数を確保することができた。

また、寄贈者から寄せられた情報を基に、学芸員の人脈などを駆使し、これまで公になっていなかった引揚者に対する唯一の刊行物であった「東北導報」を入手した。この資料は、当時の満州における引揚状況や中国政府からの伝達事項など、当時の状況を調査研究する上で非常に貴重な資料であり、当時においてすら希少で未だ中国政府から公開されていないため実物を入手することが極めて困難で、このような資料の原本を収集したことは特筆すべきものである。また、資料の適切な管理という観点から、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っているが、法人の地道な取り組みにより、今期においては、寄託者50人のうち6人から寄贈への切替えの受諾を得た。今後とも、資料の安定した展示に向けて寄託者に対し寄贈への切替えを働きかけるとともに、関係者の高齢化に伴いこれまで以上に資料の散逸の懸念が増大すると予想されることから、より一層の関係資料の収集に向けて関係者の理解を得ることにより、更なる努力を期待する。

②外国政府等の関係資料の収集

在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ法人理事長自ら同国等を訪問し、同大使館を通じるなどして、公文書館等の関係機関に働きかけを行った結果、これまでカザフスタン共和国においては、戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織における資料や戦後強制抑留の詳細な状況等を示す資料など貴重な資料を新たに発見することができ、これまで調査に着手できていなかった中央アジア諸国における戦後強制抑留の実態解明につながるものとして大いに評価できる。特に国家の重要文書を外国人が調査する場合には数々の手続上の制約があるなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている旧社会主義国であるカザフスタン共和国において、戦後強制抑留に関する資料を新たに発見するとともに、重要かつ貴重な文書を入手したことは極めて大きな成果といえる。

また、ロシア国立社会・政治史公文書館に対し積極的な働きかけを行い、戦後強制抑留の発端となった重要な決議文書である、いわゆる「スターリン文書」のスターリン直筆署名入りのデジタルデータを入手したことも大いに評価できる。

時代の経過とともに、外交上の問題や経年による当時の周辺状況の変化及び資料の散逸等が懸念されるが、関係者の労苦について国民の理解を深めるためには積極的に現存する資料の収集を行うことが必要であり、今後とも、所在調査の実施及び関係資料の収集を期待する。

「必要性」

資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。

「効率性」

法人では、関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。

また、法人理事長自ら現地を訪問することにより、外国資料についても真に必要なものをより効率的に収集することができる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。 また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。 ② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。 また、破損等による被害を防ぐために複製を作成して、展示資料館等における展示に利用する。 ③ インターネットによる提供等を行えるように、関係資料の電子データ化を計画的に推進し、中期目標の期間中に3万点以上の電子データ化を実施する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管、保管スペースの充実等	(2) 資料の保管 ① 適切な保管 ア カルテの作成 新規で収集される実物資料の全てについて、その種類、由来、提供者等の情報を整理したカルテを作成する。 イ 環境の整備 収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。	① ア 今期寄贈された838件全ての資料について、その種類・状態・経緯、提供者等の資料の保存等の状況のほか資料提供者より提出された資料に関する調査票の記述を記録したカルテを作成した。 これらのカルテを作成することにより、寄贈していただいた関係者が当時置かれた状況やその労苦をよりの確に把握することができるようになり、展示会等の入場者に対して、当時の状況をより具体的に訴えかける展示を実施することができるようになった。 イ 展示会などで使用するため作成した複製パネル等は、これまで展示会ごとにグループ分けして整理していたが、昨年以降この方法を改め、作者ごと、サイズごとに整理していたが、本年度はこれを更に検索等しやすくするため、寄贈者・寄託者ごとの50音順に整理して一元的に管理することとした。また、これまでは外部から借用して作成した複製パネルを展示会後もそのまま保存していたが、著作権の問題もあることから、その廃棄・整理作業を進めた。これらにより新たな収納スペースを確保するとともに、今後の展示会等で使用する際の資料の抽出をより容易にした。 さらに、倉庫内通路に団積みされていた資料を整理することにより、動線の確保を図り、各種展示会の開催に際し、関係資料のスムーズな出し入れを可能とした。

② 関係資料の適切な保存措置、複製の作成等

ウ 関係資料の修理等
専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管
必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿倉庫に保管する。

イ 劣化防止

希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

ウ 現所蔵資料については、学芸員資格保持者により、順次、修理の必要性の判断を目的とした状態評価をA～Eの5段階で行っている。今年度においても物品資料について目視確認により、材質別の相対的評価(損傷以外の判断材料として、金属は錆の進行度、布・皮革は縫製の状態及びカビの進行度、写真はネガ、紙焼きともに乳剤層の状態等に留意して判断を行っている)を行い、また、紙資料については、図書館で用いられている紙の劣化度の基準(5段階、Excellent(非常に良好な状態)～Very brittle(崩れかかっている状態))を参考とした絶対評価により損傷を見極め、これを基に具体的な修理、修復の必要性やその優先度合いの判断材料として適切な保存管理に努めた。

また、新たに寄贈された資料及び展示会で使用した資料は、その都度現状把握を行い、修理状況等に関するランク付け作業を着実に実施した。

②

ア 関係資料は美術品保管用の定温定湿倉庫(室温20℃、湿度60%)に保管し、そのうち紙類、布類、木類、金属類、皮革類の資料については、一括して燻蒸処理を実施し、密封処理済み資料、絵画資料、複製資料等とは別に保管した。また、写真資料等は資料によって適正温湿度が異なるため、キャビネット内での調湿剤の使用、資料収納コンテナ・文書箱の使用による外気の一定量遮蔽等の温湿度安定措置等を行い、適正な温湿度になるよう状況を監視した。

さらに、主に酸化防止を前提とした保護材による保護処置として、材質・状態に応じて無水アルコールによるカビの不活性化措置などを行ったうえで、薄葉の中性紙に包んだり、静電気防止素材のコンテナへ収納したりすることにより、資料に負荷がかからないような配慮を行った。

イ 紙資料のうち、平和祈念展などでの展示が多く有効活用が見込まれる資料であって、保存状態が著しく悪いものについては、損傷の度合いに応じてドライクリーニング、密封などにより専門的な劣化防止処置及び修復保存処置を行った。

具体的には、資料の埃を除去するドライクリーニングを行い、ついで資料に悪影響を及ぼす装具を除去し、資料の酸化による劣化を防ぐため、水性方式(溶液の薬剤を使用)又は、非水性方式(粉末の薬剤を使用)で、脱酸性化処理(phを中性ないしは弱アルカリ性へ変化させる。)を行った。

さらに、紙周辺部等の破損部分を補修した後、ポリエステルフィルムを使用してエンキャプレーション(密閉)を行う等の処置を実施した。

<p>③ 関係資料の電子データ化</p>	<p>ウ 複製の作成 希少性の高い関係資料について複製を作成し、平和祈念展示資料館等における展示に利用する。</p> <p>③ 新規で収集される関係資料・書籍等のうち8割以上の電子データ化を実施する。</p>	<p>ウ 希少性の高い関係資料については複製を作成し、平和祈念展示資料館に常設展示しているほか、地方展示会等での展示に活用した。具体的には、昨年度作成した複製の中から遺言状、軍事郵便葉書、帰国促進運動の幟及び放行証を平和祈念展(愛媛・松山会場)において新たに展示した。</p> <p>なお、本年度においては、ロシア国立社会・政治史公文書館から「国家防衛委員会決議No.9898cc『日本人捕虜500,000名の受入、収容、労働利用に関する決議』(いわゆる「スターリン文書」)(デジタルデータ)を入手したことから複製を作成し、今年の秋季特別企画展で展示したほか、今後、平和祈念展示資料館などでも活用することとしている。</p> <p>「スターリン文書」の公開については、新聞社において以前にも一部公開されてはいたものの、原文の冒頭部分のみの公開であり、スターリンの署名部分も含め全文を公開するのは法人が初めてである。また、入手に際しては、法人が実施、援助または参加するイベントなどの事業のほか、印刷物などにおいて使用する許可を得ており、かつ、デジタルデータで入手したことにより、鮮明な形で利用できるなど法人が同資料を活用するための最大限の条件を付することができた。</p> <p>③ 寄贈等により新たに収集した関係資料・書籍1,251点のうち99%の1,236点について、データベースシステムに入力を行った。このほか、既収集書籍で未入力であった分と併せて今期合計1,260点の関係資料等の電子データ化を実施した。</p> <p>また、電子データ化された関係資料等について、更なる利便性の向上に向けたデータベース整備を行うための基本方針「独立行政法人平和祈念事業特別基金保有実物資料等のデータベース整備方針」(平成17年12月28日理事長決定)を策定したところであるが、その後においても多種・多様な関係資料が多数寄せられており、現分類コード表で対応できるかどうかの検証を実施した結果、分類コードの中には一区分の分類コードで多数の資料が区分されてしまう分類コードがありその細分化が必要なもの等があることが判明し、今後、分類コード表の見直しをすべく検討に着手した。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>22,318千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>4名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>A</p>		

■ 評価結果の説明

法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を十分達成」と認められる。

①適切な保管

カルテの作成、保管環境の整備、関係資料の修理といった目標に対し、今期収集した資料 838件全てについてカルテを作成した。また、作者ごと、サイズごとに整理する等資料の保管方法を見直し、体系的な保管を行うとともに、展示会後保存されていた外部から借用していた資料の整理を行うことなどにより、収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上に努めている。

②適切な保存措置

適切な環境での保存、劣化防止措置、複製の作成といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止のため、所蔵資料については相対的評価、紙資料については絶対的評価を行うとともに、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていると認められる。また、希少性の多寡に応じて複製を作成する等適切な保存措置をとっていることも評価できる。引き続き資料の特性に応じ、費用対効果に着目した保管方法の検討を期待する。

③電子データ化

新規に収集される関係資料等のうち8割以上を電子データ化するとの目標に対し、今年度1,251点のうち99%の1,236点について入力するとともに、中期計画期間中に3万点以上の電子データ化を実施するとの目標に対しても、これまでの実績は2万8千点を上回り、目標達成に向けて着実に進捗しているものと認められる。また、電子データ化後においても、コード表の見直しに着手するなどの検討作業を進めている。

「必要性」

資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。

「効率性」

法人では、倉庫の収納方法を工夫等することにより保管スペースを確保するなどしており、本件業務を効率的に実施している。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面からも重要である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示
■ 中期計画の記載事項	
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間中における入館者数を20万人以上とする。 なお、事務室の移転に伴い、平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。</p> <p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3000人以上とする。</p> <p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間中における入場者数を10万人以上とする。</p> <p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>⑥ ホームページによる提供 電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開する。</p> <p>⑦ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>	

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(3) 資料の展示 ① 平和祈念展示資料館</p>	<p>(3) 資料の展示 ① 平和祈念展示資料館 展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を4万6千人以上とする。</p>	<p>ア 平成17年の平和祈念展示資料館リニューアルに伴い設置した「特設展示コーナー」を活用し、来館者の興味を引きやすい弾力的な展示に心がけた。特に本年度は満州から引揚げてから60年という節目の年となることから、来館者を引きつける目玉の一つとして、人気漫画家であり、法人の行う事業の趣旨を良く理解していただけた赤塚不二夫氏、北見けんいち氏、高井研一郎氏、ちばてつや氏、森田拳次氏など、中国から引揚げてきた漫画家たちの作品を3問題のそれぞれのコーナーで展示することなどにより、当時の関係者の労苦がよりリアルかつ直接的に伝わるよう展示内容の充実に努めた。</p> <p>イ 平和祈念展示資料館の周知を図るため、希望した全国の中学校5,000校に対し、今年度新たに作成した資料館紹介DVD及び平和祈念資料館の案内パンフレットを送付するとともに、送付したDVDの視聴アンケート調査を実施している。また、少年写真ニュース、日本教育新聞、文藝春秋等若年層やオピニオンリーダー等各年齢層を対象とした雑誌等への掲載、首都圏における交通広告の展開、関係資料館に対するパンフレットの設置及びポスターの掲示依頼等、積極的に資料館の広報を実施した。さらに、地方自治体との実務担当者会議開催時や関係資料館会議開催時の案内、校内放送番組制作コンクール対象校へのパンフレット及びリーフレットの送付、平和祈念展でのパンフレットの据置及びポスターの掲示、書状等贈呈事業新聞広告での資料館案内の掲載等あらゆる機会を捉えてきめ細かな措置を講じた。</p> <p>入館者については、昨年度においては、当初掲出媒体を抑制するなどして広報を控えたため、入館者数が大幅に減少したところ(16年度53,629人→17年度40,182人)であるが、今年度においては先のとおりあらゆる機会を捉えて積極的な広報を展開した結果、今期の入館者数は44,816人となり、昨年度の入館者数より大幅に増加(対前年度比11.5%増)したところである。なお、平成18年度末までの中期計画目標の入館者人数合計(152,000人)に対しては163,227人と目標を約7%上回っている。</p>

② 特別企画展

② 特別企画展

戦後強制抑留関係及び終戦に伴う海外からの引揚げ関係をテーマとした特別企画展を開催し、各回の入場者数の目標を3,300人以上とする。

団体見学者5,681人のうち、事前に資料館の説明を希望した1,410人(団体見学者の約25%)に対し説明員による案内を行うことにより来館者の理解の促進を図るとともに、事前の申し込みがなかった者で急遽説明を希望する者に対しても、説明員の常置体制を図ることにより、可能な限りこれに対応した。

また、団体見学者のうち、終戦記念日に合わせ毎年来館する軍人会などの団体、修学旅行のカリキュラムの中に資料館見学を取り入れて毎年見学する学校等が来館された場合に、団体、学校の代表者に法人職員が直接お会いしお礼を述べるとともに、次年度以降も引き続き見学していただくよう依頼した。また、関係の団体や近隣の学校等にも資料館についての情報提供をしてもらうよう合わせて依頼した。

この他、特別企画展や寄贈資料展の開催中における休館日(月曜日)の臨時開館、平和祈念フォーラムの実施日における開館時間延長など利用者のニーズに合わせ、開館日・開館時間の弾力的な運用を行うとともに、閉館間際に訪れた団体見学者に対しても見学が終了するまで開館時間を延長するなどの対応をした。また、休館日において、遠方より学校の自由研究の題材を集めに訪れた小学生に対し、開館の便宜を図るなど可能な限り積極的に対応した。

さらに、大型連休、夏休み期間中の土日など入場者が多数来館される日には、「総合語り部」だけでなく「個別語り部」も資料館に配置し、来館者からの質問などに対応するとともに、7月からは、「総合語り部」を事務室に常駐させ、予約なしに訪れた団体見学者など、急に説明を希望された場合に対応できるような体制を確立した。

特別企画展を平和祈念展示資料館企画展示室において2回開催した。

<1回目>

平成18年11月11日から12月3日までの23日間、終戦を迎えたにも拘わらずシベリア等に強制的に連行され、酷寒の地で過酷な労働に従事させられた強制抑留者の労苦に関する資料を展示し、「凍土の大地シベリアで！ー強制抑留者の実相ー」と題し特別企画展を開催した。展示内容は、防寒装備も満足に支給されず、十分な食料もないまま、気温零下の凍てつく中で過酷な労働に従事しなければならなかった強制抑留者の労苦を物語る絵画など体験者本人が描いた作品を展示するとともに、実体験者の証言を音声で紹介した。会場入口には、壁一面に凍てつく様をグラフィック化した背景をディスプレイし、入場者の視線・興味を引く工夫をするとともに、作品に当てる照明でも凍てついた状況を表す色彩を用いるなど当時の状況を想像させるよう工夫した。特に今回、ロシア国立社会・政治史公文書館から入手した「国家防衛委員会決議No.9898cc『日本人捕虜500,000名の受入、収容、労働利用に関する決議』」(旧ソ連において、戦後強制抑留を決定したいわゆる「スターリン文書」)(複写したもの)を、国内で初めてスターリンの署名部分も含め全文を展示・公開した。入場者数は3,411人であった。

③ 平和祈念展

③ 平和祈念展

平成18年8月に「平和祈念展(銀座展)」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

<2回目>

平成19年2月10日から3月4日までの22日間、ソ連軍の突然の侵攻により、満州にいた日本人が大混乱に陥った状況を表す絵画や、ソ満国境にいた開拓団が、ソ連軍戦車などに無差別攻撃されて壊滅したり、逃げ場を失って集団自決するという悲惨な事件など、引揚者が祖国日本まで辿った苦難な状況を物語る資料を展示し、「昭和20年 満州引揚者の悲劇—祖国日本までの苦難の日々—」と題して特別企画展を実施した。今回の企画展については、これまで会場中央にジオラマ的に設置していた地図を壁面斜めに設置することにより、入場者が見やすくするとともに会場全体に立体感を持たせるなど展示の工夫を行うとともに、引揚体験者の証言を音声で紹介した。入場者数は3,046人であった。

また、平成18年中に新たに寄贈された関係資料・図書を展示する「平成18年度寄贈資料展」を平和祈念展示資料館企画展示室において平成19年3月8日から15日までの8日間開催した。これは、関係者の慰藉や労苦の継承のほか、寄贈者等の思いに応じて寄贈や寄託を更に促進することを目的として実施したもので、資料提供者及びその家族を含め1,061人が入場した。このうち寄贈者本人に対して直接案内状を送付したことなどにより、寄贈者本人40人が来場された。

平成18年8月10日から15日までの6日間、総務省、東京都の後援を得て、銀座松坂屋催事場で「語り継ごう！戦争、シベリア、そして引揚げ—海外引揚げ660万人の労苦—」をテーマに、「平和祈念展」を開催した。

この銀座展では、戦後さまざまな分野で活躍しながら戦争体験を語り継いだ方々を写真や資料で紹介したほか、労苦の実態を内容とするビデオ映像を上映した。「兵士の労苦」コーナーでは、兵士の入営・出征に伴う家族との別れ、残した家族を想って綴られた戦地からの手紙などを、「戦後強制抑留者の労苦」のコーナーでは、一方的に侵攻したソ連軍との戦闘、終戦に伴う武装解除とシベリアへの強制連行などの様子を、「海外からの引揚者」のコーナーでは、満州や北朝鮮・樺太など、終戦後、ソ連軍政下に取り残された民間人の混乱の状況や生活の変化などを、当時の資料や証言、絵画、写真で展示した。また、各コーナーには体験者の証言を収録した証言ボックスを設置するとともにビデオコーナーを設け、関係者の労苦を内容としたビデオを放映した。

特に本年度は、満州からの引揚げ60年という節目の年に当たることから、引揚げコーナーの展示の充実に努め、昭和20年10月始め、韓国の釜山から決死の逃避行を経て閩船で下関に引揚げてきた体験をもつ女優の有馬稲子さんが、当時の混乱した状況をご本人の声で語った証言をパネルにして展示したほか、シベリアにおける抑留者が辿った悲惨な出来事を年表形式でパネル化し展示した。

さらに、戦争体験のない若い世代やこれらの問題にあまり予備知識のない入場者にも理解を深めてもらいやすくするため、引揚げ体験者で女優の長山藍子氏、父親をシベリア抑留で亡くされた松島トモ子氏、混乱を極める韓国の釜山から決死の逃避行を経て引揚げてきた女優の有馬稲子氏らによるトークショー「若い世代に語り継ぐ 私の戦争体験」を行った。入場者数は、戦後60年の節目の年に過去最大数を記録した平成17年度を更に上回る15,146人であった。

④ 地方展示会

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会
平成18年9月に「平和祈念展」を愛媛県松山市において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

イ 委託事業の地方展示会
委託事業により全国10ヶ所以上で開催する。

ア 法人主催「平和祈念展」を愛媛県松山市の愛媛県美術館・南館2階において、愛媛県共催で、総務省、愛媛県教育委員会、松山市、松山市教育委員会、愛媛新聞社、NHK松山放送局、南海放送、テレビ愛媛、アイテレビ、愛媛朝日テレビ、エフエム愛媛の後援を得て、平成18年9月27日から10月1日まで5日間開催した。

愛媛展では、「語り継ごう！戦争体験の記憶」をテーマに、関係者の労苦体験を物語る戦中・戦後の諸記録、証明書・手紙・身の回り品・写真・絵画等を展示したほか、各コーナーに体験者の証言を収録した証言ボックスを設置するとともに、ビデオコーナーを設け関係者の労苦を内容としたビデオ映像を上映した。さらに、郷土コーナー「郷土愛媛では」を設け、実物資料や写真パネルによる郷土部隊の足跡や戦時下の県民生活、勤労動員や松山市内の空襲の状況、慰霊碑をイメージした造作に松山歩兵連隊戦没者を祀る慰霊碑の写真の立体的な展示、愛媛県内に残る防空壕をイメージして防空頭巾を着け防空壕で待避している少女のジオラマを用いた視覚的展示など、分かりやすい展示に心がけた。入場者数は2,202人であった。

イ 地方在住者の理解を深めるため、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会に委託し、総務省、地方公共団体等の後援を得て、全国12ヶ所（静岡県富士市、愛媛県松山市、北海道網走市、岐阜県美濃加茂市、千葉県富津市、神奈川県大和市、愛知県小牧市、秋田県大館市、愛知県名古屋市、香川県土庄町、福岡県瀬高町、福島県会津板下町）で地方展示会を13回開催した。恩給欠格者の労苦を物語る写真パネルや実物資料、今次大戦下の開催地の状況を物語る資料、シベリア抑留者が抑留中に描いた絵画、引揚船・収容所の模型等を展示し、合計で約14,950人が入場した。これらの開催にあたっては、全国的組織を持ち、それぞれの地域事情を詳細にかつ的確に把握している各関係団体に委託することにより、地域ごと特色のある展示が可能となった。

⑤ アンケートの実施

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、過半数を相当上回る者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。

平和祈念展示資料館入館者総数の約3%に当たる1,558人からアンケートを徴し、半数を大きく上回る約8割から満足した旨の回答を得た。

また、アンケートによって得られた要望等について、実現の可否について検討した。その結果、資料の充実に対する要望に対しては、特設コーナーを活用して子供にも興味を引き、かつ内容が分かりやすい引揚体験を持つ人気漫画家の作品の展示を実施した。また、説明員の充実に対する要望に対しては、7月より「語り部」を常駐させることにより、急な説明員の希望があった場合でも適切に対応できるようにした。

平和祈念展及び特別企画展の入場者に対してもアンケートを実施し、平和祈念展（銀座展、愛媛展）では回答者の8割以上の方から、特別企画展（11月、2月）では回答者の7割以上の方から満足した旨の回答を得た。また、これまでに寄せられた要望で、“子供にも分かりやすい展示を”との要望が多かったことを踏まえ、9月に実施した愛媛展では、漫画家水木しげる先生の代表作品“ゲゲゲの鬼太郎”のねずみ男のキャラクターを用いた案内用看板を設置した。その後も11月の特別企画展では、漫画家の齊藤邦雄先生の作品のキャラクターを、2月の特別企画展においては、漫画家の森田拳次先生の引揚漫画からのキャラクターをそれぞれ用い、子供の興味を引き、かつ、内容が分かりやすい説明及び展示を心がけた。

⑥ ホームページによる提供

⑥ ホームページによる提供

電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、引き続き基準・内容・規模等を検討する。

電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、公衆送信権等著作権法、個人情報保護法などに基づく基準を整理するとともに、公開の内容・規模等問題点、課題について、引き続き、内部において検討を行った。

⑦ 関係資料の貸出し

⑦ 関係資料の貸出し

関係資料館を始め、基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案の上、関係資料の貸出しを積極的に行う。

関係資料館である姫路市平和資料館を始め、地方公共団体等から法人所蔵資料の借用申出があり、展示会等の趣旨、内容等を勘案の上、以下のとおり総計197点の法人保有資料の貸出しを行った。

地方公共団体等においては、各展示会等の趣旨に沿った有意義な展示資料の確保ができたことにより、新たな資料を収集・作成する手間、費用が節約できるなど展示会の円滑な実施が可能となった。

貸出先	行事名	貸出資料	貸出点数	行事期間	入場者数
姫路市平和資料館	春季企画展	資料	8点	平成18年4月8日～7月2日	約 4,480人
宮崎県	平和祈念資料展示室	資料	4点	平成18年4月1日～平成19年3月31日	約 1,780人
延岡市	平和祈念資料展	写真パネルほか	93点	平成18年6月17日～7月23日	約 40,520人
宮崎県	平和祈念資料展示室巡回展	写真パネル	78点	平成18年8月18日～29日	約 2,510人
社日本戦災遺族会	戦災と平和展	写真パネル	14点	平成18年11月9日～13日	約 860人
合 計			197点		約 50,150人

当該業務に係る事業経費

400,415千円 当該業務に従事する職員数

7名

■ 当該項目の評価
(AA～D)

AA

■ 評価結果の説明

今期法人では、関係者の労苦をより国民に理解してもらうための諸措置をとっており、「目標を大幅に上回って達成」と判断できる。

① 平和祈念展示資料館

ア 平成17年の平和祈念展示資料館リニューアルに伴い設置した「特設展示コーナー」を活用し、展示資料を充実し来館者の視点に立ったテーマごとの展示を心がけたことなどにより、入館者の理解度・満足度の向上に役立った。また、前年度設置した個人用ビデオブースや体験コーナー等の更なる活用、引揚体験をもち現在第一線で活躍している人気漫画家5名の作品の「特別展示コーナー」への展示などにより青少年、特に小中学生を中心に関心、興味を喚起させることができたことは、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であった。さらに、定期的に資料の入替えが可能な特設展示コーナーについても、テーマごとにかつフレキシブルに展示内容を変更することにより、その時々々の要請に応じ3問題ごとの特色ある展示を行い、再来館者に対しても常に新鮮な印象を与えることができた。

イ 入館者数については、年度目標である4万6千人を若干下回る44,816人とどまったが、平成18年8月に開館以来25万人目の来館者を迎えるとともに、中期計画に定めている平成15年10月から18年度末までの入館者目標合計(152,000人)に対しては163,227人の実績となり、目標を1万人以上と大きく上回っている。

また、平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館時間の延長や臨時開館を実施するなど、利用者のニーズに合わせた弾力的運用を行っている点、「個別語り部」や「総合語り部」を配置し、当時の状況などを直接聞かせること等により多くの来館者に理解と感銘をもたらす工夫と努力を行っている点が評価できる。

ウ 戦争犠牲性と平和、あるいは関係者の労苦等といった問題を相当程度理解でき、修学旅行での訪問も期待できる全国の中学校5,000校に平和祈念展示資料館紹介DVDを送るなど、関係者の労苦を次世代に継承していく上で積極的な取り組みを行っている点も評価できる。

② 特別企画展

各回の入場者数3,300人以上との目標に対し、各回テーマを変え現在各界で活躍している著名人から作品等の拠出を願うとともに、証言コーナーを設置するなど工夫したが、特別企画展と同時に開催していた平和祈念フォーラムの回数を昨年度と同様に2回から1回に減少させた影響もあり、今期2回の実績は1回目が3,411人、2回目は3,046人となった。

しかしながら、中期目標に定める各回の入場者数を3,000人以上とするという目標は上回っており、昨年に引き続き、寄贈いただいた方々への感謝の念を示すべく寄贈資料展を開催し、平成18年中に寄贈された資料・書籍を展示し、1,061人もの入場者を得たことは評価できる。

③ 平和祈念展

入場者数1万1千人以上という目標に対し、今回の祈念展においては、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいよう実体験を持つ引揚者によるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置したことにより、今回の実績はこれまで最大入場者数を記録した昨年度をさらに上回る約15,100人と、目標を約4割上回っており、特に評価できる。

④ 地方展示会

法人主催の「平和祈念展」入場者数5千人以上という目標に対し、地方公共団体等の共催・後援を得て、また、マスコミ等の協力を得ながら展示会を行った。実績は約2,200人と目標を下回ったが、委託事業については、「地方展示会」開催10ヶ所以上という今期目標に対し、実績は12ヶ所と目標を上回っている。

⑤アンケートの実施

資料館の入館者及び特別企画展等の入場者等に対するアンケートについては、回収した過半数の者から満足した旨の回答を得るとの目標を掲げていたが、これを大幅に上回る約8割から満足した旨の回答を得た。

これらアンケート等の結果を平和祈念展や特別企画展などの展示へ反映させたり、子供にも分かりやすく興味を引くよう展示資料館の特設コーナーの展示内容等の充実に役立てており、評価できる。

⑥ホームページによる提供

今期においては、電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための諸課題を内部において検討した。引き続き検討を深め、関係資料の公開に向けて諸課題を解決し、情報提供の充実を図っていくことが望まれる。

⑦関係資料の貸し出し

地方公共団体等による展示会の開催に当たり、その趣旨にあわせ総計約200点の法人保有資料を貸し出すことにより、法人が保有する資料の利用効率が上がるとともに各団体においても、展示会の充実に資することができた。

このように法人が保有している資料等をより多くの人々に見てもらうことは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために有効な手段であると評価できる。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。

「効率性」

各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織がない法人が地方で展示会を開催する場合には、関係団体を活用するなどにより、効率的に実施しているものと認められる。

さらに、平和祈念フォーラムと特別企画展との一体的な広報の実施、臨時開館、開館時間の弾力化など、効率的な事業運営に意を用いていると評価できる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 労苦の実態把握 関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握する。当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、その実態を明らかにする。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 労苦の実態把握	(1) 労苦の実態把握 関係団体に対し、体験者の労苦を手記又は聞き取りによってとりまとめるための調査(以下「労苦調査」という。)の委託を行う。また、上記調査により集められた手記等について当時の文献、公的資料との比較により、そのとりまとめを行う。	関係団体に対し、体験者それぞれの労苦について手記または聞き取りによる労苦採録の委託を行い、地方組織を有する団体の地域的ネットワークを活用して事業の効率化を図った。体験者の高齢化の進展により調査対象である採録対象者が減少している中、平成18年度1年間で恩給欠格者から75件(手記20件、聞き取り55件)、戦後強制抑留者から38件(手記19件、聞き取り19件)、引揚者から25件(手記25件)採録した。この手記等については、戦史叢書、陸海軍辞典、地名・人名辞典のほか各種歴史書籍等との照合を行い、かつ必要な場合には、当該体験者に照会するなどの方法により、史実との整合性、客観性の担保等に努め、平成19年度中に『平和の礎18』として刊行予定である。 また、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、部隊・戦域等に関する証言を採録するとともに、体験記等の関係図書・文献について各地の図書館等40ヶ所において探索を行い、恩給欠格者に関する労苦の実態の把握に努めた。その結果、15件の証言を得、231件の体験記等の関係図書・文献について把握することができた。	
当該業務に係る事業経費	55,836千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、関係者の高齢化が進展しており、3問題関係者の手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が138件と一定数を確保した点は評価できる。 また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これらは、年月の経過により風化し、本人の記憶も薄れていく中で関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」したと評価できる。 今後は、これまで蓄積した情報についてさらなる活用を図ることが期待される。			

「必要性」

労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。

特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものと考ええる。

「効率性」

地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。

「有効性」

関係者の労苦の実態について直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究	
■ 中期計画の記載事項		
(3) 外国調査の実施 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 外国調査の実施	(3) 外国調査の実施 ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等からの資料収集のための資料所在調査を引き続き実施する。	<p>労苦の実態を多面的に明らかにするためには、日本側の資料等と併せて、ロシア連邦の公的機関等が保有している資料を可能な限り収集・分析し、一体的に体系的整理を図っていくことが重要である。</p> <p>平成17年度、専門家により構成される「外国資料収集等委員会」において、法人がこれまで所在調査に着手していない地域における抑留実態の調査に重点を置くこととし、今後は旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることが決定された。平成18年度においては、中央アジアの中でも多くの收容所等が存在しており、また、政情等が安定しているカザフスタン共和国を中心に戦後強制抑留関係資料の調査を行うこととし、平成18年7月20日から31日までの12日間、法人理事長他職員2名がカザフスタン共和国及びロシア連邦において戦後強制抑留関係の所在調査を行った。</p> <p>この調査では、カザフスタン共和国においては、カザフスタン文化・情報省情報・公文書館委員会、中央国家資料館(中央国立公文書館)等、また、ロシア連邦においては、ロシア外務省、ロシア国立軍事公文書館等に対して資料収集に係る戦後強制抑留関係資料収集のための調査・協力依頼等を行った。</p> <p>ロシア連邦及びカザフスタン共和国の国立公文書館等では「戦後強制抑留」という観点からの資料整理はなされておらず、また、国家の重要文書である資料を外国人が調査するには数々の手続上の制約があることなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている。</p> <p>このような事情を踏まえながら、在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ基金理事長自らが現地に赴き、同大使館を通じるなどして各公文書館等に対し調査への具体的な協力要請を行った結果、従来、カザフスタン共和国では戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、本調査により、抑留者を管理した組織における資料を新たに発見するなど、戦後強制抑留の実態解明につながる資料の存在を確認することができた。</p>

		<p>その後、カザフスタン共和国におけるフォローアップ調査を実施し、国内の4公文書館において、1,243文書の日本人抑留関係資料を確認することができ、これら資料に関する表題・概要、註解(文章内容説明)等についてリスト化した。また、そのうち戦後強制抑留者の労苦の実態を把握することができる重要資料、例えば、新たに発見したダム建設において日本人抑留者を管理した立場の者の資料、衛生状態、死亡率、医療等収容所全体に関する資料等67文書を手に入るとともに、さらに、抑留者の労働生産性を向上させるための方策を示した文書、強制労働や収容所の詳細に関すること等を記述した資料など、戦後強制抑留資料を分析するにあたって、翻訳する必要性があると判断した12文書についてロシア語から日本語に翻訳することができた。</p> <p>なお、今年度実施した調査結果をもとに、『カザフスタン共和国における戦後強制抑留の状況(中間報告)』として、今回確認等行った資料のほかに、カザフスタン共和国における公文書館の所蔵文書の保管・整理状況、担当者名、所在地等について、有益な情報等を取りまとめた。</p>	
当該業務に係る事業経費	14,859千円	当該業務に従事する職員数	5名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ法人理事長自ら同国等を訪問し、同大使館を通じるなどして、公文書館等の関係機関に働きかけを行った結果、これまでカザフスタン共和国においては、戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織における資料や戦後強制抑留の詳細な状況等を示す貴重な資料を新たに発見することができ、これまで調査に着手できていなかった中央アジア諸国における強制抑留の実態解明につながるものとして大いに評価できる。特に国家の重要文書を外国人が調査する場合には数々の手続上の制約があるなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている旧社会主義国であるカザフスタン共和国において、戦後強制抑留に関する資料を新たに発見するとともに、重要な文書を手に入れたことは極めて大きな成果であり、「目標を大幅に上回って達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦争体験の労苦の実態を明らかにするためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が必要である。</p> <p>戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が重要であるが、資料の散逸化も予想されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが求められる。</p> <p>「効率性」</p> <p>ロシア連邦等の公的機関が保有する資料の収集等に当たって、在カザフスタン日本国大使館に人脈をもつ法人理事長自ら訪問し、協力依頼を行った上で、収集のための所在調査を行うことが効率的な手段であると認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築 総合データベースシステムを構築して、調査研究の成果等の整理・電子データ化を推進し、中期目標の期間中に2万件以上の登録を行う。</p> <p>② ホームページによる提供 総合データベースシステムをホームページにもリンクさせ、外部から閲覧できるようにし、関係者の労苦に対する理解の促進と関心の喚起等を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版し、そのダイジェスト版等も作成する。 また、関係者の証言等を編集した音声・映像による記録の作成を推進する。</p> <p>④ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築</p>	<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築 収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を実施する。</p>	<p>① 平成14年度から18年度までに法人において実施したロシア連邦及びカザフスタン共和国の外国資料所在調査において、所在を確認等したロシア国立軍事公文書館、ロシア連邦国立公文書館、ロシア国立社会・政治史公文書館に所在する戦後強制抑留関係資料及びカザフスタン共和国中央国立公文書館、カラガンダ州国立公文書館、ジェズカズガン市国立公文書館、東カザフスタン州国立公文書館に所在する戦後強制抑留関係資料に関する資料目録(4,744件)について、電子データ化を完了した。 また、『平和の礎』については、第17巻の作品の電子データ化及び総合データベースシステムへの取り込みを完了した。</p>

② ホームページによる提供

③ 調査研究の成果の出版等

② ホームページによる提供

「戦後強制抑留史」をホームページ上で公開するとともに、その他のホームページの閲覧等については、引き続き検討する。

③ 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。

また、「体験者証言ビデオ」も作成する。

② 総合データベース上に取り込んだ『戦後強制抑留史』については、ホームページでの公開に向けて検討及び調整を行ってきたところであるが、著作権者からホームページでの公開に関する承諾を得た上で、資料編等の部分を除いた、「抑留の背景」、「日本軍の降伏」、「東西冷戦と対日講和条約」、「抑留の歴史と実態」、「抑留者の引揚げ」、「長期抑留者」、「抑留問題に対する日本政府の対応と国内世論」、「日本軍将兵抑留の関連事項」を公開した。

ホームページというツールを用いることにより、利便性が向上したことに加え、広く一般の国民に対し『戦後強制抑留史』の存在及びその内容を周知することができた。

③ 手記又は聞き取りにより採録した体験について『軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦(採録件数80件)、666頁』、『シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦(採録件数33件)、353頁』、『海外引揚者が語り継ぐ労苦(採録件数24件)、453頁』各編に編纂の上、『平和の礎』第17巻としてそれぞれ刊行した。

また、『平和の礎』ダイジェスト版及び子供版については、これまで第1巻及び第2巻をそれぞれ作成し、平和祈念展示資料館の来館者及び平和祈念展、地方展示会等、法人が主催若しくは委託したイベントの来場者等へ頒布するとともに、特にダイジェスト版第2巻については、539ヶ所の私立大学図書館へ頒布するなど、各方面において活用されてきた。子供版については、児童・生徒等から学校の宿題や自由研究等に活用され、内容も理解しやすく、大人からも好評を得ていることから、今年度新たに各々の第3巻を作成するに当たり検討した結果、親子が共に学ぶことで世代間を超えて関係者の労苦について理解を深めることが大切であるということにかんがみ、ダイジェスト版及び子供版を区分してそれぞれ作成していたものを今年度一体化し、児童・生徒はもとより大人も含めた全ての者が関係者の労苦を理解できる『「平和の礎」選集3』として作成した。

これにより、親子が共に学び、家庭や地域においても世代間を超えて労苦を語り継ぐ契機となる資料を作成した。

平成17年度の平和祈念展示資料館のリニューアルを踏まえ、体験者の証言を取り入れた「あなたはこの真実を知っていますか？ 戦争・抑留・引揚げ～平和祈念展示資料館を訪ねて～」と題するDVDを作成した。作成に当たっては、中学生及び高校生等若年層でも親近感のある若手タレントを起用し、関係者の労苦を分かりやすく紹介するとともに、資料館への来館促進となるよう新鮮味のある内容とした。

④ 出版物の活用

④ 出版物の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。個々の入館者が手にとって閲覧することが困難なビデオ映像については、常時平和祈念展示資料館において上映し、不特定多数の入館者が視聴可能となる方策を講ずるとともに、校外学習で訪れる小中高校生の団体等に対し積極的に上映し活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。

④ 平成16年度に刊行した『戦後強制抑留史』については、これまで全国の人口5万人以上の市立図書館、国公立・私立大学・短期大学等に配布したところであるが、平成18年度においては、図書館等からの配布要望が多いため、政令指定都市のうち東京23区以外の人口20万人以上の区の34ヶ所の図書館等に追加で配布した。また、『戦後強制抑留史』については、外国においても戦後強制抑留に関する周知・活用を図るための翻訳の監修、校正等の準備を進めている。

また、今年度法人が刊行した『平和の礎』第17巻については、全国約2,300ヶ所の主要図書館、国公立・私立大学等研究施設等に配布することとともに、平和祈念展示資料館において閲覧の用に供した。また、啓発用ビデオ映像については、10～16時毎時に展示資料館内のビデオシアターにおいて上映（これまでに法人が作成したビデオと校内放送番組制作コンクールの優秀作品集、計9本を日替わりで一日に7回上映）したほか、団体見学者の見学時には別途上映して説明した。さらに、資料館紹介DVDについては、全国5,000校の中学校への送付と併せて、視聴意識調査を実施しているところであり、今後の啓発用ビデオ作成に当たっての参考とする予定である。

なお、『「平和の礎」選集』及び『「平和の礎」選集・児童書』については、それぞれの第1巻と第2巻を併せて団体見学者や希望する来館者に配布したほか、法人が直轄で実施した講演会・展示会等においても配布した。

また、平成16年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、その抄録を作成、翻訳して関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。さらに、平成18年は、海外からの引揚げ60周年に当たることから、引揚げの労苦をビジュアル化(漫画冊子等)して刊行し、小・中・高等学校をはじめ中高年世代の方々にも幅広く周知されるよう活用を図る。

平成18年度は、海外からの引揚げ60周年という節目の年に当たることから、戦争や引揚げの労苦を知らない世代にも広く知ってもらうために、これまでの「平和の礎」というような活字資料だけではなく、児童・生徒等にもなじみやすい漫画を媒体にすることとして、「平和の礎」を題材として「海外からの引揚げ者」の労苦をテーマに漫画冊子を作成した。この作成にあたっては、題材が引揚げであることから、中国引揚げ漫画家の会などの関係者に相談し、引揚げの経験を持ち、“丸出だめ夫”など若者達になじみの深い作品を発表している著名な漫画家である森田拳次氏に作画を依頼した。同氏は多忙を極めていたが、法人のこれまでの実績や設立の趣旨等について理解をいただき、“遥かなる紅い夕陽”として、満州からの引揚げについて漫画化をしていただいた。この冊子の作成は、情報伝達・コミュニケーション手段として社会的に広く浸透し、また身近で親しみやすく、人々を夢中にさせる魅力を持つ漫画という媒体を用いたこと、また、著名な漫画家を用いたことにより、注目を集めることとなった。この結果、大人だけでなく小・中・高校生においても引揚げについての理解を深めることができただけでなく、法人が実施している一般慰藉事業の一層の周知・啓発並びに展示資料館の広報も行うことができ、入館促進にも有効に活用できた。

- 内容:「平和の礎」を基にある家族に視点を当て、その家族の辿った経緯をストーリー化し漫画化した。内容的に法人の目的に沿ったものとし、引揚げの問題だけでなく、引揚げに至るまでの経緯、引揚げた後におけるシベリア抑留者に対する社会的偏見の問題も含めた。
- 構成:漫画本体のほか、歴史解説、用語解説、資料館広報、関連資料ページを作成した。
- 体裁:A5版 64ページ 並製本・平綴り
- 訴求対象:小学校高学年から壮年層までを対象

この漫画冊子を展示資料館や基金の実施する行事等において配布したが、より効果的に目的を達成するために、漫画冊子を広く配布し、積極的に広報・周知することが有効な手段であることから、全国約3万9千ヶ所の小・中・高等学校図書館に約8万3千部を配布し、合わせて約3千ヶ所の国公立図書館、関係行政機関及び関係団体にも配布した。

漫画冊子の作成にあたっては、漫画という媒体効果に加え、著名な漫画家である森田拳次氏に作画を依頼したことにより、さらに、注目を集めた。また、全国の小・中・高校図書館に配布したが、「このような問題を扱う教材はあまりなかったことから、授業で使用したい」と追加配布の要請があったり、お礼の言葉をいただくなどその反響は極めて大きなものがあり、今後、増刷及び追加配布する予定である。

当該業務に係る事業経費	37, 821千円	当該業務に従事する職員数	7名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

■ 評価結果の説明

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。なお、総合データベースの構築などコンピュータシステムの利用に当たっては、その技術革新が日々進んでおり、陳腐化しやすいものであることに十分留意するとともに法人廃止を見据え、中長期的な見通しをもって事業を推進していく必要がある。

①総合データベースの構築

収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を行うとの目標に対し、今期は平成14年度から18年度までに実施した所在調査において所在を確認した戦後強制抑留関係資料の資料目録等約4,744件のデータの電子化・取り込みを完了した。

②ホームページによる提供

平成16年度に刊行した『戦後強制抑留史』の内容について、執筆者の許可を得てホームページでの閲覧公開を行い、利便性を向上させるとともに、同書を広く一般の国民に周知したこと、また、海外への発信に向けて英訳に取り組んでいることは特に評価できる。

③調査研究の成果の出版等

『平和の礎』(第17巻)を刊行するとともに、「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ～平和祈念展示資料館～」と題する資料館紹介DVDを作成した。また、子供から大人まで読める『「平和の礎」選集3』を刊行し、世代間を超えた意識の共有に向けて大きな努力をしていることは評価できる。

④出版物等の活用

『平和の礎』等の出版物を資料館において閲覧に供するとともに、今年度作成した『平和の礎』第17巻を全国約2,300ヶ所の主要図書館等や国公立、私立大学等図書館にも配布することとするなど、国民に対して提供するサービスに向けて努力していると認められる。

なお、資料館紹介DVDについても全国5,000校の中学校へ配布したが、配布に当たっては、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施しているところであり、その効果を測定していることも評価できる。

さらに、漫画冊子の作成に当たっては、漫画という媒体効果に加え、著名な漫画家に作画を依頼したことにより、これまでにない注目を集めた。全国約4万2千ヶ所の小・中・高校図書館に配布したが、このような問題を扱う教材はあまりなかったことから、授業で使用したいとの追加配布の要請やお礼の言葉をいただくなどその反響は大きなものがあり、特に評価できる。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

また、ビデオ映像の学校関係への配布に当たって、全国の小中学校とのネットワークを有する外部専門機関に委託して、視聴意識調査を実施中であることは、視聴者の理解の促進や要望の把握に資する効率的な施策と認められる。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、各事業年度において平均5回以上開催する。 ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、全国各地で各事業年度において平均15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。 ③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催	(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを岩手県盛岡市で開催する。この他特別企画展開催中に同様のフォーラムを新宿住友ビル内ホールにおいて開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは400人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。	① フォーラムでは引揚げ体験や強制抑留体験を有する著名人等の体験談に加え、有識者による当時の内外情勢等背景事情の分かりやすい解説、ビデオの上映、歌・音楽と映像によって伝える労苦体験、映像と語りの中で上演する朗読劇等多様な構成とし、戦争体験のない若い世代やこれらの問題についてあまり予備知識のない入場者にも理解を深めてもらいやすくする配慮を行った。特に、映画「えっちゃんのせんそう」というアニメを上映したことにより、若い世代が興味を引き易いアニメという媒体を通してより身近に問題の理解を促進することができた。出演者には、引揚げを体験した女優、戦争体験があったり関係者を近親者に持つ著名人等を起用するなどして、国民の関心を引くための工夫を施し、さらに当該労苦体験が生起するに至った背景事情等を有識者が分かりやすく解説するなど、これらのことを知らない方々の理解を助け、深める構成上の工夫を行った。また、手話通訳を導入し耳が不自由な方への配慮を行ったり、車いす使用者の方を優先的に前方に配席するなどの配慮を行った。 ア 岩手県盛岡市の県民情報交流センターにおいて「平和祈念フォーラム2006－戦争体験の労苦、平和への思いを次の世代にかたり継ごう－」と題したフォーラムを平成18年7月15日に実施した。 ○平和祈念フォーラム(平成18年7月15日) ・第一部「平和の礎」に込められた戦争体験の労苦 司会 生島ヒロシ氏 朗読 宝田明氏(俳優・引揚げ体験者)

- ・第二部 映画「えっちゃんのせんそう」と戦争体験の労苦
映画上映
ゲスト 岸川悦子氏(児童文学作家・引揚体験者)

- ・第三部 フォーラム「語り継ごう戦争体験の労苦」
司会 生島ヒロシ氏
出演 宝田明氏、岸川悦子氏、斉藤邦雄氏(漫画家・抑留体験者)
解説 半藤一利氏(作家)

同フォーラムは、交通広告、新聞広告や政府の広報誌『Cabiネット』への募集広告、県内の学校・公共施設等へのポスター及びチラシの配布、報道機関への情報提供などの事前の広報などにより、約420人の入場者があった。

また、同フォーラムの実施に当たり、入場者に対しアンケートを実施したところ、253人から回答を得、うち約7割の方から内容がよかった旨の回答を得た。

イ また、東京新宿の新宿住友ビル内ホールにおいて、特別企画展に合わせ「平和祈念フォーラム」と題したフォーラムを平成18年11月23日及び平成19年2月24日の2回実施した。

○平和祈念フォーラム(平成18年11月23日)

- ・第一部 「映画と朗読に込められた戦争体験の労苦」
司会 生島ヒロシ氏(キャスター)
出演 宝田明氏(俳優、引揚体験者)、岸川悦子氏(児童文学作家、引揚体験者)
- ・第二部 フォーラム「体験者が語る次世代へのメッセージ」
司会 生島ヒロシ氏(キャスター)
出演 宝田明氏(俳優、引揚体験者)、岸川悦子氏(児童文学作家、引揚体験者)
斎藤邦雄氏(漫画家、戦後強制抑留体験者)、谷川真理氏(マラソンランナー)
解説 田久保忠衛氏(杏林大学客員教授)

○平和祈念フォーラム(平成19年2月24日)

- ・第一部 朗読劇「大陸に渡った家族の悲劇」
出演 長山藍子氏(女優、引揚体験者)、大和田伸也氏(俳優)
都立江北高等学校演劇部
- ・第二部 フォーラム「戦争体験者から未来を担う若者たちへ」
司会 生島ヒロシ氏(キャスター)
出演 水野晴郎氏(日本の映画評論家、映画監督)、長山藍子氏(女優、引揚体験者)
都立江北高等学校演劇部(代表者)
解説 田久保忠衛氏(杏林大学客員教授)

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催
「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図る。

新宿の平和祈念フォーラムでは、ホームページの応募フォームより募集したほか、交通広告や新聞広告、首都圏の学校等へのポスター及びチラシの配布、平和祈念展示資料館における応募受付、報道機関への情報提供など事前の広報、当日参加の呼びかけなどにより、各回の入場者は、各回300人を超え、総入場者は延べ700人を超えている。

また、同フォーラムの実施に当たり、入場者に対しアンケートを実施したところ、約500人から回答を得、9割近い入場者から内容がよかった旨回答を得た。

② 地域のネットワークを有する団体に委託することにより、以下のとおり18ヶ所で22回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。また、このうち11回は、法人所蔵資料や地元会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。

委 託 先	開 催 日	開 催 場 所
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会	平成18年9月29日	神奈川県大和市「桜丘学習センター」
	平成18年10月7日	秋田県大館市「市立中央公民館」
	平成18年10月28日	香川県土庄町「町立中央公民館」
	平成18年11月10日	福岡県瀬高町「町立図書館」
	平成18年11月14日	福島県会津板下町「中央公民館」
	平成19年2月17日	愛知県名古屋市「桜華会館」
(財)全国強制抑留者協会	平成18年6月5日	静岡県富士市「富士市文化会館」
	平成18年7月9日	静岡県富士市「吉原公民館」
	平成18年7月15日	愛媛県松山市「愛媛県美術館講堂」
	平成18年8月13日	岐阜県美濃加茂市「文化会館」
	平成18年10月8日	愛知県小牧市「小牧市民会館」
	平成18年10月14日	愛知県名古屋市「東文化小劇場」
	平成18年10月15日	三重県四日市市「財三北勢地域地場産業振興センター」
	平成18年11月3日～4日	静岡県静岡市「北矢部自治会館」
	平成18年11月9日	福島県三春町「若松屋大会議室」
	平成18年11月16日	鳥取県米子市「福祉保健総合センター」
	平成18年12月6日	北海道札幌市「札幌市立澄川小学校」
	平成19年1月22日	静岡県富士宮市「富士宮東高等学校」
	平成19年1月27日	千葉県富津市「市立大貫中学校」
	平成19年2月5日	静岡県富士宮市「富士宮東高等学校」
平成19年2月19日	静岡県富士宮市「富士宮東高等学校」	
(社)引揚者団体全国連合会	平成18年10月22日	岩手県花巻市「ホテルグランシエール花巻」

<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p>	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施 全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。</p>	<p>③ 高校生を対象とする戦争体験の労苦をテーマにした校内放送番組制作コンクールを「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の呼称で行っており、今回実施した第3回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、これまでの関東圏を中心とした参加募集から、全国約5,300校すべての高校に参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海及び中国、四国の各地方から21の高校が参加し22作品の提出を得た。 今年度は、提出された22作品について、基金における第1次審査で11作品を選定し、映像制作の専門家や体験者等を交えた審査委員会による第2次審査においては、最優秀賞1校、優秀賞2校、基金賞2校を決定した。これを受けて特別企画展開催中の2月11日、住友ホールにおいて表彰式を実施した。表彰式にはコンクール参加校の高校生を含め120名以上の来場者を得て、全作品のダイジェスト版を上映するとともに、入賞作品のビデオを全編上映した。なお、今回の表彰式には、ゲストとして引揚げの体験者であり旧ソ連に抑留中に死亡した父親をもつ松島トモ子氏を招き、ご自身の体験談等のお話を伺った。この本表彰式の様子については、平成19年2月24日CSのテレビ局である日経CNBCにて放送された。 さらに、北海道札幌藻岩高校、北海道とわの森三愛高校及び神奈川県横須賀高校のコンクール上位3校の映像作品については、平和祈念展示資料館のビデオシアターにおいて上映するなど多角的な活用を図っている。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>92,214千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>7名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>AA</p>		

■ 評価結果の説明

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。

① 講演会等の開催

盛岡市及び法人所在ビル内ホールにおいて講演会等を3回実施したが、入場者数は合計で1,120人以上と年度計画の1,000人以上を10%以上上回ったことは、評価できる。なお、開催する会場による制約があることから、止むを得ない面はあるが、なるべく多くの希望者が入場できるように工夫することが今後の検討課題である。

また、入場者に対して実施したアンケートにおいても、岩手県盛岡市のフォーラムでは約7割、新宿住友ビル内におけるフォーラムでは9割近くの方から、平和のありがたさを感じた等内容がよかった旨の回答を得た点も評価できる。

取り分け、映画やアニメ等を用いて若者層にも馴染みやすくしたこと、著名人の起用により集客力増を図ったこと、体験談により説得力を持たせたこと、有識者による平易な背景解説をしたことなど、来場者に理解と感銘をもたらす上で様々な工夫をしている点も大いに評価できる。また、手話通訳の導入、耳の不自由な方や車椅子使用の方を前方に配席するなどの配慮をした点も評価できる。

② 労苦を語り継ぐ集いの開催

今期15回以上開催するとの目標に対し、22回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

③ 校内放送番組制作コンクールの開催

「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の参加呼びかけをこれまでの関東圏から日本全国へ広げたことは、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であると大いに評価できる。また、表彰式を特別企画展の開催に合わせて実施して事業の連携を図ったこと、高校生が制作したビデオのうち、上位3校の作品を資料館で上映するなど、事業の効果的な展開を図っている点も評価できる。

また、ビデオ制作募集範囲を全国に広げたことにより参加校が大幅に増え法人の行っている業務についての理解が広がったこと、第1回コンクールから継続して参加している高校があるなど、ビデオコンクールを開催することにより全国的に「広がり」と「継続」を見つつあることも大いに評価できる。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

講演会(フォーラム)・高校生平和祈念ビデオ制作コンクールの表彰式については、資料館所在ビル内のホール施設を用いて実施することにより、同資料館や同時に開催した特別企画展との有機的連携を図り、多角的・多層的理解のための工夫を行っている。

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いるなどの工夫を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、「語り部」を育成して、平和祈念展示資料館に配置する。 また、教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 語り部の育成	(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成し、平和祈念展示資料館に配置するとともに、東京近郊の学校に派遣し、公開授業日など親子がお互いに理解を深める機会を積極的に活用する。	<p>労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館の入館者の多い休日や団体見学日等を中心に配置し、多くの入館者に積極的に語りかけ、理解と感銘を与える工夫と努力を行った。また、平成18年7月からは、「総合語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる体制を整えた。</p> <p>また、東京近郊の小学校の要請を受けて「語り部」を派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。前年度は、10小学校の学童延べ26クラス、約820人に対し実施したが、本年度においては昨年以上の要請があり、法人が対応できる限りの東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の12小学校の学童延べ31クラス、約1,080人に対し、世界地図を用いて具体的な場所を指しながら、本人の当時の自らの姿を撮影した写真をパネルにして大きく掲示する等の工夫をしながら、直接語りかけ質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応した。さらに、昨年度に引き続き、東京都国分寺市立第三小学校において親も参加できる学校公開授業日に派遣し、親と子が共に学ぶことにより世代間相互で関係者の労苦について理解を深める機会を提供することができ、法人の育成した「語り部」をより有効に活用することができた。親子が労苦の理解を共有することにより学校のみならず、家庭や地域においても労苦を語り継ぐ契機となった。</p> <p>さらに、「語り部」事業をより充実させていくため、昨年度に引き続き、「語り部」としての心構えや来館者、特に児童・生徒に対しての接し方、話し方について研修・実習を行うとともに、労苦体験者2人を新たに「語り部」に追加委嘱して「語り部」の体制を強化することができた。</p>	
当該業務に係る事業経費	9,053千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

■ 評価結果の説明

「語り部」を引き続き育成するとともに、積極的活用を図るとの目標に対し、今期は「語り部」をこれまでの21名に加え新たに2人を育成し、労苦を語り継ぐ体制を強化することができた。また、平和祈念展示資料館へも土日等来館者の多い期間を中心に配置して、入館者に直接体験談を語りかけるなど積極的な活用が図られている。特に平成18年7月からは、「総合語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで訪れた来館者に対しても、説明を希望した場合に迅速かつ的確に対応できる体制を整備した。さらに、昨年度に引き続き、「語り部」を小学校に派遣するとともに、一部の小学校においては学校公開授業日に語り部を派遣することにより、親と生徒が共に学ぶ場を提供し、関係者の労苦を世代間を超えて理解できるよう工夫した。親の世代であっても戦争体験やその記憶もない現在、親と子に直接体験を語りかけ、その理解と感銘を与えるこれらの取り組みは、関係者の労苦等について国民の理解を深め後世に継承していく上で有効なものであり、「目標を大幅に上回って達成」として特に評価できる。

「必要性」

「語り部」の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。

「効率性」

「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。

また、語り部委嘱に際しては、原則としてボランティアとして費用節約に努めている点も効率的な運営と認められる。

「有効性」

単に資料を展示するだけでなく、語り部がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。		
■ 平成17年度における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(4) 催し等への助成	(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。	<p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)に対し助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「シベリア抑留関係中央慰霊祭」 平成18年10月25日、東京都千代田区の九段会館で開催(参加者約850人) ・「地方慰霊祭」 北海道、岩手県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、鳥取県、岡山県、愛媛県、熊本県の全国19ヶ所で開催(参加者約2,495人) ・「シベリア慰霊訪問」 沿海地方、コムソモーリスク地方、ビロビジャン地方、アムール地方、チタ地方、イルクーツク地方、ケメロボ・アルタイ地方、沿海・ハバロフスク地方の8地方に8班が、平成18年7月から8月にかけて訪問(参加者58人) <p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対して助成を行った。これは、戦後強制抑留者またはその遺族、及び戦後強制抑留中に死亡された方の遺族に対し、慰藉の念を示すとともに、ロシア国民に強制抑留の原因や実態を正しく伝え、強制抑留について啓蒙するために実施されたものである。 東京におけるシンポジウムでは、関係団体の他、関係3省庁の担当官も出席し、シンポジウム形式で活発な意見交換が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「抑留問題 日・露シンポジウム①」 平成18年9月6日、ロシア・モスクワ市メトロポー・ホテルで開催(参加者17人)。 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏ら6名が、ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、日・露協会会長ロマネンコ氏ら11名が出席し、抑留問題について活発な意見交換が行われた。 ・「抑留問題 日・露シンポジウム②」 平成18年10月25日、九段会館で開催(参加者39人)

ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、メモリアル協会評議員会副議長ペトロフ氏ら4名が、日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏、理事長鈴木善三氏をはじめ、総務省、外務省、厚生労働省の関係担当官及び法人理事長など35名の出席のもとに、抑留問題について、活発な意見交換が行われた。

当該業務に係る事業経費	49,776千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、全国19ヶ所での慰霊祭実施、8地方8班の現地(シベリア)慰霊訪問の派遣、2回のシンポジウムに、延べ56人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」 全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施 以下に掲げる書状等の贈呈事業は、平成19年3月31日までの申請受付をもって終了する。</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈 ア 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準にしたがい、恩給欠格者に対し、以下のいずれかのセットを贈呈する。 (ア) 内閣総理大臣名の書状 (イ) 内閣総理大臣名の書状及び銀杯 (ウ) 内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品 イ 恩給欠格者として書状等の贈呈の対象となり得た者で死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する書状の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈</p>	<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈</p>	<p>① 平成18年度における恩給欠格者に対する書状等の贈呈件数は 3,602件、対前年度比は 85.7%であった。 (平成15年度 9,588件、平成16年度 6,008件、平成17年度 4,204件、対前年度比は 70.0%)</p>

アー1 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品を贈呈する。

アー2 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、実在職年が1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

アー3 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験は有しないが、実在職年1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

イ アー1からアー3の対象となり得た者で、死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

・ 左記「達成目標」欄記載のアー1の条件の恩給欠格者に対する書状及び銀杯の贈呈件数は1,846件であった。

また、慰労の品の贈呈件数は 2,196件であった。

(書状及び銀杯の贈呈件数は、平成15年度 5,375件、平成16年度 3,359件、平成17年度 2,130件)

(慰労の品の贈呈件数は、平成15年度 5,883件、平成16年度 4,005件、平成17年度 3,105件)

・ 同アー2の条件の恩給欠格者に対する書状及び銀杯の贈呈件数は 181件であった。

(書状及び銀杯の贈呈件数は、平成15年度 437件、平成16年度 358件、平成17年度 256件)

・ 同アー3の条件の恩給欠格者に対する書状の贈呈件数は 1,001件であった。

(書状の贈呈件数は、平成15年度 2,597件、平成16年度 1,546件、平成17年度 1,168件)

・ 同イの条件の恩給欠格者の遺族に対する書状の贈呈件数は 574件であった。

(書状の贈呈件数は、平成15年度 1,179件、平成16年度 745件、平成17年度 650件)

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

② 平成18年度における戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状及び銀杯の贈呈件数は 431件、対前年度比は 93.5%であった。
(平成15年度 596件、平成16年度 511件、平成17年度 461件 対前年度比は90.2%)

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

③ 引揚者に対する書状の贈呈

③ 引揚者に対する書状の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

③ 平成18年度における引揚者に対する書状の贈呈件数は 1,207件、対前年度比は75.0%であった。
(平成15年度 3,371件、平成16年度 2,199件、平成17年度 1,609件 対前年度比は73.2%)

法人は、これまでも新聞(全国紙・地方紙)等の多様な広報媒体をもって周知活動を行ってきたが、同年12月に前回国会より継続審議となっていた廃止法が審議されて成立し、同年12月22日に法律119号として公布されたことに伴い、通常の書状等の贈呈にかかる広報を平成18年8月に実施した以外に、書状等贈呈事業の申請受付を平成19年3月31日をもって終了することの周知を図るために、新聞広告を全国紙5、ブロック紙3及び地方紙65の計73紙において平成19年2月19日～22日、3月12日～16日及び同月19日～23日にかけて反復的に3回掲載し、今期は書状等贈呈事業にかかる新聞広報を合計4回行った。

また、自治体を通じての広報活動についても、昨年と同様に全国約2,000の全都道府県・市区町村に対し、各自治体広報紙(誌)への掲載を依頼した。

あわせて対象者が全国に散在していること及び高齢化していることに配慮し、請求用紙をできるだけ居住地の近くで取得できるよう、全国の都道府県庁・市区町村役場に広報ポスターを掲示し、福祉関係の窓口に予め配付し、無理なく入手できる体制をとった。

恩給欠格者の請求に必要な履歴申立書の記載については、「請求者自身が自らの軍歴証明を行わなくてもよい。」、「記憶の範囲での記載で可能である。」等とする一方で、法人が都道府県・厚生労働省等に照会して軍歴確認調査を行う等できるだけ請求者の負担を必要最小限とするよう工夫している。

さらに、請求書類は、法人のホームページからダウンロードして入手することもできるようにしており、自治体の窓口において用紙切れ等の際にも即座に入手でき、あるいは申請人本人も直接ダウンロードできる体制をとった。

なお、法人においては、請求書類の提出があった場合には、請求者に対して、受付日及び受付番号を「受付はがき」で通知している。請求者は、この通知で受け付けられたことを確認して、安心感を持つことができ、進捗状況の照会がしやすくなるとともに、法人としても照会に対する回答を迅速に行うことが可能となっている。

書状等贈呈事業のスムーズな実施に当たっては、請求内容を磁気データ化し、請求時点における重複の確認、恩給欠格者に係る都道府県・厚生労働省への軍歴確認調査の振り分け、引揚者に係る交付金受給調査等の振り分け、書状等の発送に関する電算処理等を行って省力化を図っている。

また、請求者のデータを照会するシステムを構築し、請求後の進捗状況の問い合わせに対して迅速・的確な回答を可能としている。

当該業務に係る事業経費	255,549千円	当該業務に従事する職員数	3名
-------------	-----------	--------------	----

<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>A</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>書状等の贈呈にあたっては、軍歴確認等当時の記録を精査する必要があるが、戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進むとともに、年々確認作業が困難となっていく中で、今期の贈呈件数は5,246件と、平成17年度に比べ16%減少した。</p> <p>法人では請求書類の押印を省略したり、自ら軍歴証明を行わなくてもよいようにするなど、請求者の負担を必要最小限とするよう工夫するとともに、申請に際しての分かりやすい説明に心がけた。また、法人主催の全ての平和祈念展、特別企画展及びフォーラム等において相談窓口を各会場に設置した。さらに、新聞雑誌等の広報に加え、自治体広報紙(誌)への掲載の働きかけを強化した。</p> <p>なお、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了することから、その終了についての新聞広報を全国紙5、ブロック紙3及び地方紙65の計73紙で平成19年2月19日～22日、3月12日～16日及び同月19日～23日にかけて3回反復して実施し、今期は新聞広報を合計4回行った。</p> <p>これらのことから、贈呈件数は前年度より減少したものの、着実に事業を遂行している点と請求者の負担を軽減するとともに、積極的な周知活動も含め請求しやすい環境整備を図った法人の幅広い努力を評価し、「目標を十分達成」と判断できる。</p> <p>なお、今回の基金法の廃止に伴う書状等贈呈事業の受付終了の広報の結果出されてきた相当数の請求については、その着実な処理を求めたい。</p> <p>「必要性」</p> <p>書状等贈呈事業は、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>対象者が全国に散在していること及び高齢化していることに配慮し、請求用紙をできるだけ居住地の近くで取得できるよう全国の都道府県庁・市区町村役場の福祉関係の窓口に予め配付するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っている。また、この請求書類は、法人のホームページからダウンロードして入手することも可能であり、用紙切れ等の際にも即座に入手可能であるなど、総じて効率的な業務運営を行っていると思われる。</p> <p>なお、請求書類の提出に対し、請求者に対して、請求書類の受付日及び受付番号を「受付はがき」で通知しているが、これにより、請求者が照会しやすくなり、かつ、法人からの回答も迅速化するなど、効率性と利便性いずれにも配慮した業務運営と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によると、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」「私自身の青春も無駄でなかった。」「両親の仏前に供えた。」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、認定困難案件を含め、審査期間を6ヵ月以内とし、当該期間内に処理を終えるものの割合を95%以上とする。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 標準期間の設定	(2) 標準期間の設定 審査期間6ヵ月以内に処理を終えるものの割合を97%以上とするとともに、軍歴の事実確認が困難な案件である、いわゆる認定困難案件について、未認定者の傾向を把握し、認定困難案件の処理の促進が図れるよう、引き続き基礎データの把握に努める。	<p>○ 恩給欠格者の場合は、請求書を受け付けた月から軍歴の在職年等確認調査(各都道府県及び厚生労働省依頼)が終了し、法人の審査を終了した月までの標準審査期間を6ヵ月間とし、平成18年4月受付分のものから月毎の調査を行った。</p> <p>また、引揚者の場合も、受け付けた月から引揚者特別交付金対象者資格の有無の確認調査(総務省依頼)が終了し、法人の審査を終了した月までの標準審査期間を6ヵ月間とし、平成18年4月受付分のものから月毎の調査を行った。</p> <p>その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恩給欠格者に対する書状等贈呈事業においては、平成19年3月末現在における平成18年4月から9月までの各月の標準審査期間内での処理率は89.0%(前年度は98.1%)であり、期間内の処理の向上に努めたが、高齢化が進み、請求時の申立内容の不記載等による書類不備のための返戻や軍人勤務内容の聞き取り調査に困難を極めていること、軍歴確認や在職年確認調査等のための公的資料が100%保存されていないこと、各都道府県の担当の組織変更及び縮小並びに担当者の若年化が進んでいることなどから処理率が低下した。 ・ 引揚者に対する書状贈呈事業においては、平成19年3月末現在における平成18年4月から9月までの各月の標準審査期間内での処理率は100.0%(前年度は99.2%)であり、全て期間内に処理を行うことができた。 ・ また、平成18年度の戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する贈呈事業においては、標準期間を大幅に下回る約3ヵ月程度で処理している。 ・ 恩給欠格者の認定困難案件(公的機関調査や本人調査でも軍歴が判明しないもの)については、その事案の内容等を分類し、その傾向等を調査して、今後の処理の参考となるようデータの把握に努めた。 ・ 法人では、審査期間を把握・短縮するため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗状況を管理するシステムを使用し、パソコン上での管理検索を可能としている。 <p>この結果、処理件数等の実績把握を容易にし、また、個々の事案の進捗状況の詳細も把握できるようになっている。</p>

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>書状等の贈呈に関する審査期間について、6ヵ月以内に審査を終えるものの割合を95%以上とするとの目標に対し、今期実績は89.0～100.0%（前年度は98.1～99.2%）であり、全体の標準処理期間内の処理率は92.1%と、目標を若干下回るものであったが、目標に対する達成率としては96.9%となった。</p> <p>請求時の申立内容の不記載等による書類不備のための返戻や戦後60年を経過して高齢化が進んでいることに伴う軍人勤務内容の聞き取り調査に困難を極めていること、軍歴確認や在職年確認調査等のための公的資料が100%保存されていないこと、各都道府県の担当の組織変更及び縮小や担当職員の若年化が進んでいることなど、審査を実施する外部条件が悪化している中で、法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、きめ細かく効率のよい進捗管理が可能となっていることから、今期の実績は「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>今後とも、請求者の高齢化という事情を考慮し、平成19年3月31日の書状等贈呈事業の受付終了直前に申請を受け付けた案件の可能な限りの審査期間の短縮化と着実な処理が期待される。</p> <p>「必要性」</p> <p>早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。</p> <p>特に、進捗状況管理システムの使用により、きめ細かな進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業	
■ 中期計画の記載事項		
(3) 未請求者への周知 地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市区町村の広報紙(誌)への請求促進記事の掲載協力その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 未請求者への周知	(3) 未請求者への周知 平和祈念展等の会場に書状等贈呈相談コーナーを設置し、相談者が面接して説明・請求指導を行うとともに、新聞広告及び市区町村広報紙(誌)への掲載協力依頼等を実施し、電話による関係者からの問い合わせ等があった場合には、広報媒体、照会者の続柄、居住県等を把握し、年間を通じた基礎データを作成するとともに、未だ未請求となっている者に対する広報の在り方及び方法を引き続き検討し、費用に配慮しつつも効果的な広報の実施に心がけた上、関係者への周知に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の2回の新聞広報に対し、今期は通常の新聞広報を平成18年8月に行ったが、その後、平成18年12月22日に廃止法が公布され、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付を終了することとされたことから、未だ請求されていない恩給欠格者や引揚者の方々により周知されるよう新聞広報内容を変更して短期間(平成19年2月19日～22日、3月12日～16日及び同月19日～23日)に3回実施し、今期は合計4回、全国紙5、ブロック紙3及び地方紙65の計73紙に新聞広報を行った。 さらに、平成19年3月には政府広報として全国紙5、ブロック紙3及び地方紙65の計73紙に新聞広報を行った。 以上の新聞広報により電話相談件数の増加(広報前の7月の28件が広報後の8月は1,626件、また、終了広報前の1月の33件が広報後の2月は1,023件、3月は2,425件等)及び受付件数の増加(広報前の7月の127件が広報後の8月は362件、9月は846件、また、終了広報前の2月の353件が広報後の3月は1,543件等)へつながる効果があった。 平成18年7月及び平成19年3月に都道府県及び市区町村の地方自治体広報紙(誌)への掲載協力依頼を行った。依頼先は昨年と同様に全国約2,000の全都道府県・市区町村に対し行い、これを受けてさらに、ホームページに掲載した市区町村もあるなど副次的な効果もあった。 平和祈念展示資料館(常設展示)では、恩給欠格者及び引揚者の書状・銀杯展示スペースの近くに、書状等贈呈事業のポスターを掲示し、申請案内パンフレット及び申請書類を常備するとともに、事業部内に相談窓口を常設している。今期の相談者数は490人であった。(平成17年度は198人) 企画展示室で開催した「特別企画展」においては、平成17年度から引き続き相談窓口を設置し、相談者と面談して説明・請求指導を行った。

		<p>また、盛岡市内を始め銀座松坂屋デパートや松山市内で開催した「平和祈念展」等の会場内にも、引き続き出張相談窓口を設置し、書状等贈呈事業のポスターを掲示し、請求案内パンフレット及び請求書類を備えるとともに、相談者と面談して説明・請求指導を行った。</p> <p>・住友ビル地下1階で開催した「平和祈念フォーラム」の際には、会場の数カ所に、書状等贈呈事業のポスターを掲示した。</p>	
当該業務に係る事業経費	196,898千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>未請求者への周知に努めるとの目標に対し、今期は平成18年12月22日に廃止法が公布されたことに伴い、その終了広報を含め、法人は、従来からの新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年2回から年4回に強化するとともに、平成15年度から自治体広報紙(誌)という低コストの媒体を積極的に活用しており、今期も引き続き都道府県に加え市区町村に対して積極的に更なる掲載依頼を行った。その結果、一部自治体では広報紙(誌)だけでなく自治体ホームページにも掲載されるなど、働きかけの成果が出ている。</p> <p>さらに、平成17年度から引き続き平和祈念展会場に相談窓口を設置するとともに、特別企画展やフォーラムの際にも相談窓口を常設する等、あらゆる機会に種々の手法を用いて未請求の関係者への周知を図っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>書状等贈呈の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に書状等を贈呈するためには、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。</p> <p>さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知し、また、相談窓口の設置等で対象者等に事業を周知することは、有効な施策である。</p> <p>また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙(誌)への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、書状等贈呈事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 効果的な広報	<p>(1) 効果的な広報</p> <p>当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。</p> <p>平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p> <p>平成19年4月から予定されている特別記念事業(仮称)の開始に伴い、現行の書状等の贈呈事業を平成19年3月末で終了することから、効果的にその周知徹底を図る。</p>	<p>◎ 広報の実施状況</p> <p>平成18年度においては次のとおり各種媒体を用いて広報を行った。</p> <p>① 法人の事業内容、活動現況等の周知を図るため、地方自治体、関係行政機関、関係団体に年報(17年度版2,372部)、事業案内(6,706部)を配布</p> <p>② JR新宿駅西口及び東京メトロ西新宿駅の駅周辺案内図に法人の所在地及び広告を掲示することにより、展示資料館への来館者等への利便性の向上を図り、きめ細やかな配慮を行った。</p> <p>③ 平和祈念展示資料館への入館促進のため、交通広告、新聞広告、雑誌、情報誌への広告の掲載等</p> <p>④ 平和祈念展(銀座会場・愛媛会場)、特別企画展、フォーラムへの参加を促進するため、交通広告・新聞広告の掲載、ポスターチラシの配布等</p> <p>⑤ 書状等贈呈の請求促進のため、中央紙・地方紙への新聞広告、政府・自治体広報紙(誌)を活用した広報等</p> <p>⑥ 職員への平和祈念展示資料館に対するアンケートを基に、東京都庁に平和祈念展示資料館のリーフレットを常置</p> <p>⑦ 政府の広報誌『Cabinet』6月15日号に「平和祈念フォーラム2006」の告知記事、7月15日号に「平和祈念展(銀座展)」の告知記事及び12月1日-15日合併号に「平和祈念フォーラム2006」の報告記事を掲載し、法人の事業活動を具体的に紹介</p> <p>⑧ 特別企画展及び平和祈念フォーラム並びに寄贈資料展のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置</p>

		<p>これらの広報を行うに当たっては、以下の工夫を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平和祈念展示資料館の広報に当たっては、より注目を集めるよう、戦争の労苦体験のある漫画家水木しげる氏にキャラクターデザインを引き続き依頼 ② 平和祈念展示資料館及び平和祈念展に書状等贈呈のポスター掲示、請求書や法人刊行物類の常備、相談コーナーの開設 ③ 平和祈念展示資料館の交通広告に書状等贈呈に係る照会先情報を併せて掲載 ④ 特別企画展・フォーラム用ポスター等に、平和祈念展示資料館案内情報を併せて掲載 ⑤ 特別企画展・フォーラム開催に当たって既参加者への案内状の送付 ⑥ 基金ホームページの充実 <p>◎ 広報活動の成果等</p> <p>これらの広報活動の効果もあり、平成18年度の平和祈念展(銀座展)来場者は、今期の入場者目標1万1千人に対し過去最高の15,146人を記録した。</p> <p>また、平成18年度における恩給欠格者・引揚者に対する贈呈件数は、関係者の高齢化等に伴い減少傾向にあるものの、平成18年12月22日に廃止法が公布されたことに伴い、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了する旨の新聞広報を実施した結果、電話相談など問合せ件数(広報前の1月の33件が広報後の2月は1,023件、3月は2,425件等)が通常月よりも大幅に増加した。さらに展示会広報等あらゆる機会をとらえて書状等贈呈事業に関する広報を実施した結果、展示会場に併設した書状等相談窓口に多くの方々が訪れ、きめ細かい相談業務がその場において可能となった。</p> <p>なお、経費面については徹底した効率化を行い、無償で実施可能な政府広報や自治体広報への協力要請をはじめ、交通広告における掲載路線の見直しや年間割引の適用など、経費の全般的な節減を図ったが、上記のとおり、広報活動により多大な成果を得、きめ細かいサービスが提供できるようになった。</p>	
当該業務に係る事業経費	346,456千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開した。また、戦争に対する国民意識が高まりをみせる8月にあわせて政府広報を実施し、従来にも増して効果的に法人の行う書状等贈呈事業を周知したこと、さらに展示会場での相談等あらゆる機会をとらえて書状等贈呈事業についての広報を実施したことは評価できる。

なお、経費面については、無償で実施可能な政府広報や自治体広報の積極的な協力要請をはじめ、交通広告の掲載や年間割引の効率的な活用、ホームページの充実、展示会場における書状等贈呈相談窓口の開設など、徹底した効率化を行い、広報経費の全般的な削減を図った。

これらの広報活動の結果、資料館への来場者数は44,816人と年度目標値を若干下回ったものの、平和祈念展(銀座展)来場者数は今期目標を大幅に上回り、過去最大の15,146人を記録し、広報経費を削減しつつ、適切な広報を実施していることから「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」

法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。

「効率性」

広報業務の実施にあたり、平和祈念展示資料館の交通広告等の一部に、平和祈念展、特別企画展、フォーラム等の広報をあわせて実施するなど、経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。

なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、低コストな広報手法であるため、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施に資するものである

「有効性」

広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(2) ホームページの充実 ホームページは、若年層向けコーナーを更新するなどして内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を30万件以上とする。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) ホームページの充実	(2) ホームページの充実 国外からもホームページへのアクセスが可能となるよう英語版を作成するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を45万件以上とする。	<p>◎ ホームページの内容の充実 特別企画展や平和祈念フォーラムの開催案内などは、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともにホームページ上から催事への参加申し込みができるシステムを活用するなどして、法人情報の正確かつ迅速な伝達及び利用者の利便性の向上に努めた。また、戦後強制抑留史の掲載を始めるとともに、英語版のホームページを作成し、海外への情報発信も始めた。 なおイベント開催時は、当該イベントの開始前より期間中にかけて総務省発行のメールマガジンに掲載したほか、前期に引き続き平和祈念展示資料館の案内を携帯情報端末サイトへ掲載するなど、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。</p> <p>◎ ホームページのアクセス件数 アクセス件数は、戦争に対し国民の意識が高まる8月には過去最高の7万件を突破した。18年度合計は、過去最高の600,526件を記録し前年度に比べ約85,000件増えた。(11.6%増)</p>	
当該業務に係る事業経費	1,111千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 今期は、ホームページに戦後強制抑留史を掲載するなど内容を充実させたこと、さらに英語版のサイトを作成し海外への情報発信をしたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を大きく上回る約60万件超のアクセスがあった。前年度に比して約8万5千件の増加であり、目標45万件以上に対し「目標を十分達成」と認められる。			

「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

「効率性」

近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心においたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

「有効性」

ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(3) 地方公共団体との連携強化 各事業年度において「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するなど、地方公共団体に対して、特別記念事業及び書状等の贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 地方公共団体との連携強化	(3) 地方公共団体との連携強化 「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」、「基金だより」等を地方公共団体あてに配布し、書状等贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。	<p>◎ 都道府県実務担当者会議の開催 都道府県実務担当者ブロック会議は、都道府県の実務担当者に対し、法人の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として開催している。 平成18年度においては、平成19年3月7日及び8日の両日、法人において開催し、都道府県より担当者75名が出席した。 会議は、初日に、総務省から平成19年4月より開始される特別記念事業の概要説明のあと、法人より実施についての詳細かつ具体的な説明を行った。また、質疑応答の時間を設け、各都道府県からの実務に関する疑問等に関しての説明を行うとともに、協力を依頼した。 2日目は、平和祈念展示資料館及び同日に開催されていた「寄贈資料展」の視察を実施し、法人への理解を深めてもらった。 会議後にアンケートを実施し、「基金等からの特別記念事業等についての説明」について質問したところ、回答数98件(複数回答可)のうち、「新たな事業の役割等が理解できた」42件、「議員立法・新たな事業の内容が理解できた」22件、「新たな事業と県との関わりが理解できた」28件、と9割以上から理解できたとの回答を得た。</p> <p>◎ 地方公共団体あて事業案内等の配布 法人設立の趣旨や労苦継承事業、書状等贈呈事業などについて理解を深めるため、都道府県、政令指定都市及び市区町村(福祉担当課等)に事業案内及び年報を配布した。</p>

		<p>◎ 地方公共団体の広報紙(誌)の活用 各都道府県・市区町村あてに「広報紙(誌)への掲載協力依頼について」(7月5日付)及び「恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別記念事業の実施等について」(3月22日付)を送付し、法人の行う書状等贈呈事業及び特別記念事業に関して一層の理解を求めるとともに、市区町村の広報紙(誌)への掲載文例を添付して記事記載を働きかけた。</p>	
当該業務に係る事業経費	4,309千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県実務担当者との会議を開催し、特に平成19年4月から新たに始まる特別記念事業について綿密な協力要請ができたこと、さらには、会議参加者全員が法人をとりまく状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であった。</p> <p>また、法人発行の刊行物を定期的に配布することは、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、今後とも特別記念事業の円滑な遂行のために地方公共団体との連携をさらに強化することが必要であり、更なる本事業への理解とあわせて、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。</p> <p>「必要性」</p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、新たに始まる特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」</p> <p>自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により効率的な業務運営が可能となっていると認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、新たに始まる特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(4) 関係資料館とのネットワーク化 各事業年度において「関係資料館会議」を開催し、基金と運営目的が類似している全国14の資料館との間で、意見交換、各資料館の事業報告等を行うなどして、ネットワーク化を進める。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(4) 関係資料館とのネットワーク化	(4) 関係資料館とのネットワーク化 基金と運営目的が類似している全国13の資料館の参加を得て、「関係資料館会議」を開催する。これら関係資料館との間で、それぞれの資料館の運営、入館促進、設置目的に対する一般国民の理解促進方策等について意見・情報交換を行い、各関係資料館及び平和祈念展示資料館相互の間で可能なネットワーク化に向けて情報の共有、知見の集約を行う。	平成18年11月13日、14日の両日、東京新宿の平和祈念事業特別基金において「関係資料館会議」を開催した。 同会議は、法人の平和祈念展示資料館と設置目的などが比較的類似した全国の資料館で構成しており、14の資料館から合計15名の参加を得た。 1日目は、①今年度から新たに参加することとなった「しょうけい館」の紹介・概要説明、②「堺市立平和と人権資料館」のリニューアルの概要、③寄贈・寄託された資料の使用に係る許諾・確認について各資料館からの報告、④大阪国際平和センターの個人情報保護等に関する報告があった。その後、各資料館の入館状況報告、入館促進・理解促進のための広報活動実績の報告等を行ったのち、来館者の要望とその対応、入館促進につながる常設展示外の活動などについて、それぞれ状況報告を行うとともに、質疑応答とフリーディスカッションを行った。これらを通じて設置規模や運営人員規模等、条件がそれぞれ異なる関係資料館が相互に有意義な情報の共有・意見交換等を行うことができ、連携強化が一層促進された。 2日目は、「しょうけい館」及び「昭和館」の視察を行った。視察に当たっては、説明員等からの詳細な説明を受けるとともに、活発な意見交換が行われ、参加者相互の理解の促進が行われた。 このほか、各資料館から展示に関する相談を受けるとともに、資料の相互の貸出などについて協議を行うなど、関係資料館相互の情報共有・連携強化を図った。	
当該業務に係る事業経費	497千円	当該業務に従事する職員数	7名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B		

■ 評価結果の説明

関係資料館との意見・情報交換等を行いネットワーク化を進めるとの目標に対し、類似する資料館関係者が一堂に会する会議を行い、入館者数の増加策や入館者の理解促進策に関する意見交換を行うとともに、寄贈された資料の使用に係る許諾、確認、個人情報に関する扱いなど関係資料館相互の情報共有・連携強化に一定の進展があったものと認められることから、「目標を概ね達成」と判断できる。

「必要性」

条件や設置目的等が異なる関係資料館の動向を把握し、意見交換等を通じ理解を深めることにより、多角的な視点に立脚した事業展開、関係資料館を通じた広報効果や相談機能の向上も期待されるなど、関係資料館との連携強化は必要である。

「効率性」

平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。

「有効性」

関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(5) 外国の関係機関との関係強化	(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。	<p>労苦の実態を多面的に明らかにするためには、日本側の資料と併せて、ロシア連邦等旧ソ連の公的機関等が保有している資料を可能な限り収集・分析し、一体的に体系的整理を図っていくことが重要である。</p> <p>平成17年度、専門家により構成される「外国資料収集等委員会」においてロシア連邦・カザフスタン等中央アジアにおける戦後強制抑留関係資料を収集することが決定したことに伴い、平成18年度においては、中央アジアの中でもカザフスタン共和国を中心に戦後強制抑留関係資料の調査を行うこととした。そこで、平成18年7月、法人理事長他職員2名がカザフスタン共和国及びロシア連邦において戦後強制抑留関係の所在調査を行った。</p> <p>この調査において、カザフスタン共和国においては、カザフスタン文化・情報省情報・公文書館委員会副委員長、中央国家資料館(中央国立公文書館)館長等、また、ロシア連邦においては、ロシア外務省第一アジア局国際関係部副部長、ロシア国立軍事公文書館副館長等に直接面会し、法人の設立趣旨と今回の調査目的を説明したうえで、戦後強制抑留関係資料収集のための調査・協力依頼を強く行った。</p> <p>その結果、各公文書館から今後の調査への協力の約束を取り付けることができるとともに、従来、カザフスタン共和国では戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、本調査により、抑留者を管理した立場の組織における資料を新たに発見するなど、戦後強制抑留に関する資料の存在を確認することができた。また、カザフスタン共和国におけるその後のフォローアップ調査においては、各公文書館が調査に非常に協力的であり、日本人抑留関係資料1243文書のリスト化、重要資料67文書の入手につながり、今後も協力を惜しまないとする申し出をいただくなど良好な関係構築を築くことができた。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	5 名

■ 当該項目の評価

A

■ 評価結果の説明

ロシア連邦の公的機関等との関係を強化するとの目標に対し、法人理事長他職員2名がロシア連邦及びカザフスタン共和国のそれぞれの公的機関を個別に訪問し、直接調査に関する協力依頼を具体的に行うなどして、公的機関等が保有している資料の所在調査を行い、新たに抑留者を管理した立場の組織における資料を発見するとともに、その後のフォローアップ調査においても、各公文書館が非常に協力的であり、日本人抑留関係資料の確認、リスト化及び重要資料の入手につながっており、協力関係の構築ができたことから「目標を十分達成」と認められる。

なお、本業務は、ロシア連邦等外国政府との交渉が必要となるなど、外交上の問題も有しており、法人の努力だけでは円滑な業務展開が図りにくいという側面も認められるが、引き続き、本業務を展開していくに当たっての問題点を整理したうえで、関係機関との協力関係が今後とも円滑に維持できるよう、状況変化等に柔軟に対応することが求められる。

「必要性」

労苦の実態を解明するには、労苦に関連する関係資料を保有する外国の関係機関との連携強化を図り、当該関係資料を収集すること等が必要となる。

なお、資料の散逸も危惧されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが必要である。

「効率性」

ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、法人理事長自らが訪問することにより、ロシア連邦公的機関等との協力関係が効率的に構築されると認められる。

「有効性」

ロシア連邦公的機関等との協力関係構築のため、法人理事長自らが訪問することにより、その後のフォローアップ調査において各公文書館が非常に協力的であったことは、有効な施策と認められる。

また、外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第3 予算、収支計画及び資金計画		
■ 中期計画の記載事項			
運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
予算、収支計画及び資金計画	運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。	<p>「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している、また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。その結果、見込み額とほぼ同程度の843,759千円の運用収入を確保した。</p> <p>(財務諸表参照)</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約844百万円、年利換算で2.11%程度を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものされていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p>			
「必要性」			
<p>法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された400億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p>			

「効率性」

法人に許されている運用範囲の中で、年利換算で 2.11%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大きいとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。

「有効性」

運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第4 短期借入金の限度額 第5 重要な財産の処分等に関する計画 第6 剰余金の使途		
■ 中期計画の記載事項			
<p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が増える理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>剰余金の使途 (省略)</p>			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
短期借入金の限度額		借入の実績はない。	
重要な財産の処分等に関する計画		重要な財産の処分等はない。	
剰余金の使途		該当なし	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
施設及び設備に関する計画はない。			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
		該当なし	
当該業務に係る事業経費	－ 千円	当該業務に従事する職員数	－ 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	－		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画													
■ 中期計画の記載事項														
1 方針 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。														
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果														
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)												
(1) 職員の研修	(1) 職員の研修 職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても講習会を開催し、能力開発の推進と意識の向上を図る。	<p>費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣するなど最新の知識・情報を得る機会を有効に活用するとともに、職員の一層の意識の向上や能力開発を図るため、内部研修を実施した。</p> <p>内部研修の実施に当たっては、日常の職務遂行に資すると考えられる基本的知識の習得に配慮し、幅広い分野からテーマを選定することにより、研修の効果が最大限発揮されるよう工夫した。</p> <p>◎ 外部研修への派遣 外部機関の主催による研修について、積極的に知識や有益な情報を得るため職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員個々の能力開発を一層促進させた。</p> <table border="1" data-bbox="1003 963 2103 1388"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>職員相談員実務研修会</td> <td>(財)日本人事行政研究所</td> </tr> <tr> <td>平成18年度評価・監査中央セミナー</td> <td>総務省行政評価局</td> </tr> <tr> <td>第18回公会計監査フォーラム</td> <td>会計検査院</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護制度運営に関する説明会</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	主 催	新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社	職員相談員実務研修会	(財)日本人事行政研究所	平成18年度評価・監査中央セミナー	総務省行政評価局	第18回公会計監査フォーラム	会計検査院	情報公開・個人情報保護制度運営に関する説明会	総務省関東管区行政評価局
研 修 名	主 催													
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社													
職員相談員実務研修会	(財)日本人事行政研究所													
平成18年度評価・監査中央セミナー	総務省行政評価局													
第18回公会計監査フォーラム	会計検査院													
情報公開・個人情報保護制度運営に関する説明会	総務省関東管区行政評価局													

		<p>◎ 内部研修の実施</p> <p>1 業務研修①</p> <p>(目的) 数多くの戦後強制抑留者が抑留されていた中央アジアを理解することにより、今後の労苦継承事業のあり方について理解促進を図ること。</p> <p>(研修内容) 「中央アジアと日本外交」</p> <p>(成果等) 元駐ウズベキスタン特命全権大使である小畑紘一氏を講師に招き、25名が受講した。同氏の中央アジアについての見識を基に中央アジアの現状を中心に講義を受け、日本と中央アジアとの関係について理解を深めた。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>156千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>3名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>A</p>		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、基本的知識の習得のための内部研修に加えて、費用対効果を考慮しつつ、外部研修にも職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
2 人員に係る指標 業務の効率化、外部委託の推進等により、人員を削減する。 (参考) 期初年度の常勤職員数 19人 期末年度の常勤職員数の見込み 18人			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 人員に係る指標	(2) 人員に係る指標 年度首の常勤職員数 19名 年度末の常勤職員数 見込み 19名	4月1日の常勤職員数 19名 今期末における常勤職員数は、期首と同じ19名であった。 今期は特別記念事業に係る準備業務及び書状等贈呈事業の終了など課題が山積し、業務量が大幅に増加する中、人員を増加することなく業務を遂行した。また、組織のフラット制の適正な運用を図るため、業務の繁忙に対応するため職員の併任発令を行い、限られたマンパワーを有効に活用すること等により、行政改革の重要方針に沿った効率的・弾力的組織運営を行った。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 中期計画期間の最終年度の常勤職員数を現員より1名減の18名とするとの目標に対し、今期末の常勤職員数は19名であったが、今期は、特別記念事業の開始準備や書状等贈呈事業の終了など業務が多忙を極める中、効率的・弾力的な組織運営を行って、限られたマンパワーを有効に活用するなど組織のフラット制の適正な運用により、人員を増加することなく業務の遂行を図っており、「目標を十分達成」と認められる。			

「必要性」

業務運営の更なる効率化を図るためには職員数の削減は必要なものと認められるが、単に人員を削減するだけでなく、国民に対して提供するサービスその他の業務の質を低下させることなく実施することが必要である。

「効率性」

必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用により、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置により効率的な業務運営を進めることが求められる。

「有効性」

限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 環境対策	(1) 環境対策 環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	<p>◎ 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <p>平成16年度に策定した環境方針に基づき、平成18年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページに公開した。 また、職員に対し環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけたことなどにより、全30品目において目標の100%を達成した。</p> <p>◎ その他の環境に対する取り組み</p> <p>策定した環境方針のもと、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別収集、ゴミ排出量の常時把握、リサイクル製品の活用を推進した。</p>	
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進し、100%の達成率となった。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。</p>			

「必要性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。
また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。

「効率性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。
環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量やゴミの排出量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。

「有効性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 危機管理	(2) 危機管理 平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。	<p>◎防火防災訓練の実施等</p> <p>今期、法人においては、9月1日(第1回)及び11月9日(第2回)の2回、防火防災訓練を実施した。</p> <p>第1回は、住友ビル全館の訓練に合わせ、職員全員の参加を求め、防護訓練、自衛消防隊編成訓練、消火訓練及び避難訓練を実施した。とりわけ自衛消防隊編成訓練においては、災害時における職員個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充実を図った。</p> <p>第2回は、法人の自主訓練として、自衛消防隊の活動が一層実効的なものとなるよう自衛消防隊に課せられた任務に従った訓練を総合的に行うとともに、その反省を踏まえ各隊において部分訓練を行った。訓練に加え、防火・防災教育もその重要性が高まっていることに鑑み、職員各自においても自主防火管理チェックを行った。</p> <p>また、上記訓練以外にも新規転入者を中心に危機管理に対する意識の向上を図るため防火研修会に参加させるとともに、さらに新宿消防署の指導の下、火災予防運動の一環として、自衛消防隊の消火係による実際の消火器を使った訓練も行った。</p> <p>なお、計画期間中火災等の事故は発生していない。</p>	
当該業務に係る事業経費	160千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、今期2回にわたり防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。			

「必要性」

資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。

「効率性」

訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。

「有効性」

資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 職場環境	(3) 職場環境 メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。	メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針の職員への周知するなど日常の管理体制を徹底することにより、今期、相談窓口に寄せられた相談、苦情等はなかった。 また、担当者の知識習得を図るため、相談の担当係を外部研修へ派遣した。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備しており、この結果、今期、相談、苦情等はなかった。また、担当者を外部研修へ派遣するなど知識習得を図ったことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p>「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p>			